第三次国立市子ども総合計画その他の取組み

資料No.3

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
2	1	1	1	「（仮称）国立市オンブズマン制度」の創設	「（仮称）国立市オンブズマン制度」を創設し、市政に関する苦情等を受付け、必要に応じて調査、是正の勧告等を行います。また、子どもの人権侵害への救済、防止にも重点を置き、関係部署とも連携し、市民の人権が尊重できる制度の創設を目指します。	オンブズマン事務局			B：計画通りの成果	平成29年度：全体の相談件数　100件（うち子ども相談17件） 令和5年度：全体の相談件数99件（うち子ども相談50件） 全体の件数は横ばいだが、子ども相談に関する割合は増加している。	子どもオンブズマンに対する子どもからの認知度は小・中学生それぞれ8割前後まで認知されているが、実際の相談件数はわずかであること。	①継続実施	・子ども相談が増えないのは、普段身近な存在ではない大人への子どもたちの心理的なハードル部分が影響していると考え、子どもが集まる場所への相談機会を増やしていく。
3	1	1	1	多様な人々と共に暮らすための人権教育の推進	学校教育の全体を通じて、人権等に関する基本的な知識を学ぶことにより、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめる態度等を育みます。総合的な学習の時間等に人と人との関わりを通じて実践力を高めます。	教育指導支援課			B：計画通りの成果	「一人一人がその子らしくいられる教育」を目指すこと等を通して、各校において多様性を認め合う取組が進められている。	国立市のフルインクルーシブ教育と関連させて推進していく。	②事業拡大	国立市のフルインクルーシブ教育の方向を定め人権教育をさらに充実させる。
4	1	1	1	性同一性しょうがいの児童・生徒への配慮と支援体制の強化	性同一性しょうがいや性的マイノリティに関わる悩みをもつ児童・生徒の就学時において、本人・保護者と相談の上、関係性を十分に築きながら、学校等の関係機関と密接に連絡を取り、情報共有をする中で、組織として対応します。また、教職員の理解を深めるための研修等を実施します。	教育総務課	教育指導支援課		B：計画通りの成果	各校で申し出のあった児童・生徒に個別に対応している。	対象外のまわりの児童・生徒の理解啓発をさらに進めていく必要がある。	①継続実施	人権教育、包括的性教育の中で理解啓発が進むよう教員研修、校内研修を進める。
5	1	1	1	子どもたち自身が考え行動するいじめ予防等の推進	特別の教科道徳、いじめ防止プログラム、弁護士によるいじめ予防の系統的な研修等を通じて、いじめ等の人権侵害に対する子ども、保護者、地域の意識を醸成します。	教育指導支援課			C：一部達成	中学校1年生を対象とした弁護士によるスポット講演、小学校6年生を対象とした弁護士によるいじめ予防授業を実施している。 令和5年度重大事態は発生していない。	校内の体制について、組織的な取組について学校間で差があることが指摘されている。	①継続実施	引き続き現在の取り組みを継続していくとともに、国立市いじめ問題対策委員会が各校の取組を視察し、提言を行う等の取組を行っていく。
7	1	1	1	子ども参画による広報事業の推進	子どもの社会参加の観点から「誰にとってもわかりやすい広報」の推進を図ります。マスメディアに興味のある小中高生を対象に呼掛けを行い、大学の新聞部等の協力を得ながら、子ども目線で広報紙やホームページの作成を行います。	市長室	児童青少年課		B：計画通りの成果	・市報リニューアル：令和4年9月5日号 ・市HPリニューアル：令和5年6月30日	子どもが興味を持つようなコンテンツが少ない	①継続実施	子どものみならず、誰にとってもわかりやすく興味・関心がわくような広報の推進を図っていく。
8	1	1	1	子ども自身が活用できる参画型情報発信の充実	子どもが自分に関わりのあることについて自由に意見を述べ、様々な活動に参加できるよう、情報発信の場を拡充します。また、子どもの権利を守るために必要な市の施策の中から、子どもに伝えたい情報・子どもに有効な情報について、子どもスタッフが意見交換しながら、効果的に発信する方法を検討し、情報を発信していきます。	児童青少年課			C：一部達成	くにたちCMスタッフの取組として、令和5年度に新たに開設した矢川プラスの広報動画を作成、市の公式YouTubeチャンネルに投稿している。外部の協力団体の解散により計画時より事業を縮小して実施している。	担い手の進路等により、継続的な取組みに難がある	①継続実施	現在はCMスタッフに活動を提案、実施方法などはスタッフで検討してもらい、活動を支援している。今後も子どもの参画として継続していく
9	1	1	1	子どもの参画による児童館事業の推進	企画段階から子どもが参画する児童館事業の拡充を図るとともに、各館で実施している各種事業において、子ども同士、異世代間の関わりを生み出すことで、子どもの社会性を育む仕組みを作っていきます。	児童青少年課			B：計画通りの成果	同上。コロナ禍を経て利用者も様変わりしたが子ども実行員も定着しつつある。今後も継続していく事で関係づくりを深めていく		①継続実施	子ども自身にとって魅力ある空間を目指すため

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
10	1	1	1	中高生のYAすたっふによる読書活動の推進	YA（ヤングアダルト）すたっふとして活動している中高生の目線で図書紹介やイベントを企画し、主体性を重視した読書活動を推進していくことで、青年期につながる豊かな読書経験を育みます。	くにたち中央図書館			B：計画通りの成果	・おすすめ本紹介等を行っているYAペーパー（YA世代向け広報紙）は、令和6年3月に発行50号を迎えた。 ・15名のYAすたっふが活動しており（令和6年5月現在）、毎月ミーティングを実施している。 ・すたっふが主体的に計画を行い、YA世代向けのイベントを毎年実施している。	・YAすたっふ活動の周知	①継続実施	・新規YAすたっふの募集継続 ・中高生の利用拡大に向け、イベントや広報紙での周知を引き続き行う。
12	1	1	2	育児支援サポーター派遣事業の実施	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	子育て支援課			B：計画通りの成果	利用できる期間を産後1年（多胎の場合2年）までとした。令和4年度より、ファミリーサポートセンター支援会員との合同研修とすることで、サポーターの確保に努めている。令和5年度末育児支援サポーター登録者数137名	制度の周知及びサポーターの確保	①継続実施	市民同士の助け合いの制度である育児支援サポーター派遣事業は、子育てのしやすいまちとしての機運醸成のためにも、今後も継続実施すべき事業と考える。
13	1	1	2	虐待防止・対応マニュアルの活用による啓発活動の実施	関係機関向けに作成した「虐待防止・対応マニュアル」を配布・活用することにより、虐待の防止及び早期発見、啓発活動を積極的に行います。	子育て支援課			B：計画通りの成果	定期的・随時に機会をとらえて関係機関へマニュアルを配布した。また早期発見・早期対応のため、学校、保育園・幼稚園、児童館・学童職員等への研修を実施した。	関係機関職員の異動等による入れ替えがあるので、継続的に虐待防止・対応について周知を図る必要がある。	①継続実施	関係機関職員の異動等による入れ替えがあるので、継続的に虐待防止・対応について周知を図る必要がある。
14	1	1	2	児童虐待防止に向けた市民意識向上のための啓発活動	児童虐待は、家庭が地域から孤立しているときによりリスクが高まります。地域で孤立している家庭を見掛けたとき、あるいは虐待が疑われる家庭に気づいたときに、すぐに専門機関へつなげることが虐待の発生及び重症化を防ぐことになります。より多くの市民に、児童虐待に対する正しい理解と支援への協力を得るために、市民向けの講演会や周知活動等を実施します。	子育て支援課			B：計画通りの成果	令和元年度より、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン）とあわせ、ダブルリボンキャンペーンとして11月に周知啓発活動を行っている。令和5年度は、旧国立駅舎、福祉会館、本庁ロビー、市民まつりでのパネル展示及びメッセージ募集、旧駅舎のライトアップ、市報記事掲載、国立駅頭キャンペーン等を実施した。	児童虐待の早期発見、早期対応のための通告義務等について、さらなる周知啓発が必要である。	①継続実施	児童虐待の早期発見、早期対応のための通告義務等について、さらなる周知啓発が必要であるため。
15	1	1	2	「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施と状況把握	乳幼児健康診査未受診家庭及び就学時の健康診断未受診の家庭で、かつ合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭については、各担当部署と子ども家庭支援センターで、家庭訪問等を実施し、当該児童の目視等による安全確認を行います。	子育て支援課			B：計画通りの成果	毎年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況把握の調査を実施し、他部署から情報提供等を受けて、小学校修了前の全児童の所在が確認されている。	健診未受診児や国外出国者等の把握に苦慮している。	①継続実施	児童虐待、養育困難家庭の対応のため、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況把握が必要であるため。
16	1	1	2	児童相談所など専門性を有する関係機関への迅速な支援要請	社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないよう、児童相談所をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。	子育て支援課			B：計画通りの成果	ケースの実情に応じて、児童相談所、保健所、警察、医療機関等への支援要請を図っている。	支援要請等を行う際の判断基準	①継続実施	児童虐待対応のため、各機関との連携は不可欠であるため。
17	1	1	2	要支援家庭を対象としたショートステイ事業の実施検討★	保護者の強い育児疲れや育児不安により、要支援家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童の生活の場を一時的に家庭から移すショートステイ事業の実施について検討します。	子育て支援課			C：一部達成	検討・情報収集は行っているが、実施に至っていない。	近隣市の実施状況、サービス需要、実施体制等につき引き続き情報収集・検討が必要。	①継続実施	近隣市の実施状況、サービス需要、実施体制等につき引き続き情報収集・検討が必要と考える。
18	1	1	2	要支援家庭や子どもへの配慮と理解を促す職員研修の充実	支援が必要な子どもや家族への理解を深めてもらうことで、より充実した相談・支援の連携体制を構築していくことを目的に実施してきた、庁内関係部署職員対象の研修を、市内の子どもに関わる関係機関にも対象を拡大し実施します。	子育て支援課			B：計画通りの成果	令和5年度は、子ども家庭支援ネットワーク連絡会構成機関、学校（初任者）、保育園・幼稚園、児童館・学童職員等への研修を実施した。	関係機関職員の異動等による入れ替えがあるので、継続的に虐待防止・対応について周知を図る必要がある。	①継続実施	関係機関職員の異動等による入れ替えがあるので、継続的に虐待防止・対応について周知を図る必要がある。
19	1	1	2	養育家庭制度の啓発と支援の促進	児童虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子どもを公的責任において養育する社会的養護の一つで、東京都が実施している養育家庭制度（ほっとファミリー）の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭への支援について、立川児童相談所との連携のもと充実を図っていきます。	子育て支援課			B：計画通りの成果	毎年度、養育家庭制度（ほっとファミリー）の普及と登録家庭数の拡大を目的に、児童相談所と共催で体験発表会を実施している。	養育家庭の十分な確保に至っていない。	①継続実施	養育家庭の十分な確保に至っていないため。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
20	1	1	2	虐待予防検討会の実施	虐待予防の取組みとして、3～4か月健診後に支援が必要な家庭に対して虐待予防検討会を実施し、支援方法などを検討し、適切な支援を行っていきます。	子育て支援課			B：計画通りの成果	月に1回実施、うち年6回はスーパーバイズを受けている。継続支援が必要なケースや、介入困難なケースについて、関係機関との情報交換や役割の明確化を図り、支援目標や方針を立て、支援に活かしている。	複合的な課題を抱えたケース対応や、家族単位での支援に及ぶことが多い。	①継続実施	必要に応じて、他機関との連携を強化していく。
22	1	1	3	雇用機会の提供の検討	商工会や商店会等をはじめ、庁内連絡会（就労支援連絡会）を活用して他部署と連携を図り、子育て家庭やひとり親、ひきこもりなどの課題にも対応できるよう、就労体験の場の確保に努めます。	まちの振興課			E：事業内容を変更して取り組んだ	東京しごと財団と連携し、子育て家庭向けの無料託児サービス付きセミナーや個別相談会を実施した。	商工会や商店会等と連携した就労体験の場の確保は、平成29年度時と同様に現時点でも制度化は難しい。	①継続実施	無料託児サービス付き再就職支援のニーズが高いため。
23	1	1	3	子どもたちの未来をつむぐ教育相談事業の推進	教育相談事業では、電話、来所等の相談を実施しています。これらの相談を糸口に、教育、発達、福祉等の連携強化のためスクールソーシャルワーカーを活用しながら充実を図り、子どもにとっての最善の利益を考え、子育て、子育ちの助言に努めます。	教育指導支援課			A：計画を上回って達成	スクールソーシャルワーカーは3名体制となり相談体制の充実が図られている。	特に不登校への対応はニーズが増している。	①継続実施	総合教育センターの機能を活かしながら効果的な相談体制を構築する。
24	1	1	3	青年のための生涯学習事業の拡充	幅広い青年層を対象にした多様な体験・交流の機会や、生活と労働等に関する学習機会を通して、主体性を育む生涯学習事業の充実を図ります。	公民館			B：計画通りの成果	多様な背景のある若者が集う「青年室」と隣接する「喫茶わいがや」を拠点とした活動を実施。	他機関との連携が課題。若者支援に取り組む関係者との情報共有の機会が少ない。	①継続実施	若者の多様な居場所や活動拠点が必要とされているため。
25	1	1	3	主権者教育の推進	平成28年夏に執行される参議院議員通常選挙から選挙年齢が引き下げられ、18歳の者も新たに選挙権を有することが法律の改正により決定したことに伴い、次世代の有権者となる中高生を対象に模擬投票、出前授業を行い自ら考え判断できる人間を育成します。	選挙管理委員会事務局			B：計画通りの成果	・H29:NHK学園、都立第五商業高等学校（定時制・全日制） ・R1:未来高等学校 ・R2:都立第五商業高等学校（定時制） ・R3:都立第五商業高等学校（全日制） ・R4:未来高等学校 ・R5:未来高等学校、都立第五商業高等学校（全日制）にて実施	公職選挙法の改正により選挙権年齢の満18歳以上への引き下げられて以降の選挙では、18歳の投票率及び高等学校を段階を終えた19歳、20歳の投票率が低下する結果となっている。 主権者教育は社会の動きに関心を持ってもらうことが重要であるため、高等学校等と連携し実施を図る。	①継続実施	主権者教育の推進のため、各学校段階での当該教育の充実を図っていく。
27	1	2	1	母子及び父子福祉資金貸付事業の推進	母子及び父子家庭の生活の安定と、その子どもの福祉の充実を進めるため、各種資金の貸付を継続します。	子育て支援課			A：計画を上回って達成	貸付件数 R元年度：12件 R2年度：14件 R3年度：16件 R4年度：27件 R5年度：27件 東京都の令和4年度の区市別福祉資金償還率89.1%で1位となった。	今後も高い償還率を維持するため、滞納者訪問も含め向上に努める。	①継続実施	今後も一人一人に丁寧な説明、対応を続け、高い償還率を維持していく。
28	1	2	1	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による治療を受けた場合の医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て支援課			B：計画通りの成果	市独自事業として以下を実施しており、26市の中でもサービス水準が高い。 ・養育費の算入により都が定める所得制限を超える場合は市単独助成。 ・入院に係る保険診療の自己負担分及び食事療養標準負担額を助成。	市独自事業については市民ニーズ、他市の動向、市の財政状況等を勘案して今後の方向性を検討していく必要がある。	①継続実施	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため市独自事業を継続していく必要があるため
29	1	2	1	児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない等、所定の要件を満たす児童を育成する家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課			B：計画通りの成果	引き続き必要な世帯に支給し、児童の福祉の増進に努められた。	法定事務であるため市に裁量がない	①継続実施	法定事務であるため
30	1	2	1	児童育成手当支給事業の継続	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいを有する児童の家庭、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭等へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課			B：計画通りの成果	引き続き必要な世帯に支給し、児童の福祉の増進に努められた。	都の要綱に基づく事務であるため市に裁量がない	①継続実施	都要綱事務であるため
31	1	2	1	ひとり親家庭の自立支援体制の強化	高等職業訓練促進費給付事業、自立支援教育訓練給付金事業の制度を利用し資格取得を行うことで、安定した生活を目指せるように支援を図ります。また、母子・父子自立支援員が就労プログラム策定を行い、ひとり親家庭の安定した就業につながるように支援を図ります。	子育て支援課			B：計画通りの成果	母子プログラム策定件数 R3年度：3件 R4年度：10件 R5年度：6件	社会の多様化、デジタル化が進み、様々な資格や受講形式が増えている。	①継続実施	時勢も把握し、利用者への適切な案内ができるよう支援を継続していく。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
32	1	2	1	ひとり親家庭の生活の安定の強化	ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホームヘルパー派遣や、両親の離婚などでこころが不安定になっている児童がいるひとり親家庭に児童訪問員を派遣する事業を推進します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	派遣回数 令和元年度：264回 令和2年度：47回 令和3年度：138回 令和4年度：292回 令和5年度：330回 コロナ渦の収束もあり、利用が急激に伸びている。	・業界としてヘルパーが不足している現状があり、今後の需要増で対応できるよう事業所と調整を密におこなう。	①継続実施	事業所との連携を密に事業を実施し、今後もひとり親家庭への生活支援の強化を図っていく。
33	1	2	1	ひとり親家庭の特性を踏まえた相談支援体制の強化	ひとり親家庭に共通した課題に加え、各家庭事情に応じた課題がある母子及び父子家庭に対し、ニーズに合ったひとり親相談・支援体制の強化を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	ニーズの高い個別家族相談会の実施回数を年2回から年6回とした。	参加者増へ向けてさらなる周知を図っていく。	①継続実施	今後もニーズに即した相談体制等を強化し、ひとり親家庭への相談支援を図っていく。
34	1	2	1	母子生活支援施設措置等委託事業の推進	保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、母親とともに児童の福祉の向上を図り、世帯が自立して社会生活ができるように支援を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	R5年度当初の利用者は4世帯。年度途中で退所があり、年度末の利用者は3世帯となった。	関係機関が複数で緊急性もあることから、今後も密な連携、適切な判断のもと実施していく。	①継続実施	措置から入所後も含め継続的なフォローを実施し、母子の自立に向けた支援に努める。
36	1	2	2	ともに歩むインクルーシブ教育の推進	特別支援教育の推進の核となる交流及び共同学習を推進します。また、インクルーシブ教育システムの検証を進め、就学相談事業と発達支援室との緊密な連携を図り、一体化に向けた準備を進めます。	教育指導支援課			E:事業内容を変更して取り組んだ	教育大綱に「フルインクルーシブ教育」を掲げ一歩踏み込んだ共に学ぶ教育に取り組もうとしている。	多方面から多様な意見があるため、十分に意見聴取を行い、対話を深めながら検討を進めていく必要がある。	②事業拡大	多方面からの意見聴取を行った上で国立市のフルインクルーシブ教育の方向性を定め、学校・学級の包摂力を高める。
37	1	2	2	発達総合支援事業の活動拠点の拡充への取組み	子どもの発達総合支援事業の相談事業及び通所事業充実のために、必要な活動拠点の確保を検討します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	R5年度に開設した矢川プラスにて発達支援にかかる事業を実施（サポーター養成講座、音楽ムーブメントなど）。 矢川プラスとは、R5年度より月1回の定例会を開催し、事業内容や個々のケースに関する情報等を共有し、連携を深めることができた。 矢川プラスという活動拠点の拡充に加え、発達総合支援事業を連携して行えるよう各部署との連携体制を強化。 ・学校教育センター・教育委員会：就学相談にかかる定例会・申し送り制度の構築、サポートブック協働発行 ・小学校：新1年生申し送り会議の定例化 ・しょうがいしゃ支援課：共同事業定例化（事業所フェア、受給者証仮受付制度、定例会実施、サポートブック協働発行など） ・学童保育所：新1年生申し送り会議定例化、共同事業（事業所フェアなど） ・地域の発達支援にかかる事業所：事業所フェアの共同開催の定例化、センター定例会実施、事業所連絡会開催・部会開催 以上のような連携協会より、発達支援事業の裾野が拡充した。	発達支援にかかる連携体制は未就学時期を中心に徐々に充実してきていると考えられる。今後は就学の壁や、まだまだ支援が手薄な就学後の支援の充実のため、さらなる体制整備や、活動拠点の「つなぎ」が必要。	①継続実施	積み重ねてきたものを土台に、さらなる充実をめざすため
38	1	2	2	幼児教育・保育の支援者向け研修の拡充	発達支援に関して、幼児教育施設・保育施設などを巡回し支援者支援を行うとともに、支援者向けの専門的な研修を拡充します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	令和5年度保育園・幼稚園巡回相談 保育所　17か所　認定こども園　2か所 幼稚園　6か所	年々、相談希望園が増えてきており、保育施設との連携を図ることができている。まだ全園の巡回まではできていないため、幼稚園・保育園の園長会に参加し周知していく必要がある。	①継続実施	引き続き各園に周知していき、連携をしていく必要がある。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
39	1	2	2	子どもの発達を理解する取組みの拡充	子どもの発達総合支援事業の理解を広めるため、市民への普及啓発に取り組みます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	・市民講演会を年に1回実施。 令和5年度は参加者53名 ・支援者研修は年に1回、国立市学校支援センターの職員より「国立市の特別支援教育」について講義をしてもらっている	アンケートより希望時間や曜日について意見があったため、日程の調整をしていく必要がある。 内容については満足度があるため、引き続き実施していく。	①継続実施	引き続き市民講演会や研修を実施していく。
40	1	2	2	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない等、所定の要件を満たす児童が育成される家庭、またはしょうがいのある児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	引き続き必要な世帯に支給し、児童の福祉の増進に努められた。	法定事務であるため市に裁量がない	①継続実施	法定事務であるため
41	1	2	2	しょうがい児・者との交流の推進	「障害者差別解消法」及び「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（平成28年4月施行）の普及啓発を進める中で、交流を推進していきます。	しょうがいしゃ支援課			B:計画通りの成果	令和5年度に、庁内にて職員向けの研修を実施した。テーマは「しょうがいをお持ちの方へ適切な配慮を行うための意識向上研修」。 参加職員数：36人	普及啓発の機会を増やしていく。	①継続実施	当事者参加型の普及啓発を行いながら、交流の機会を増やしていく。
42	1	2	2	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児（中学生を対象とする予定）が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業（仮称「ぷれジョブ」）として、実施していきます。	しょうがいしゃ支援課			B:計画通りの成果	市長室と共同で、人権月間イベントを市内で開催し、医療的ケア児を子にもつ親の写真展を開催した。	イベントの回数が少ない。	①継続実施	イベントを継続して行い、周知を行う。
43	1	2	2	心身障害者（児）福祉手当等の継続	児童の福祉の増進に寄与することを目的として、20歳未満のしょうがい児の保護者に手当を支給します。	しょうがいしゃ支援課			B:計画通りの成果	制度に基づき手当を支給するとともに、市報くにたちやホームページへ掲載し市民向けに案内を実施した。 【令和5年度時点】 受給者数：88人/支給金額：月額11,500円	当該事業については、定期的な周知に加え、手帳の新規交付や転入手続きの際に必ず申請案内を実施している。しかしながら、転入時に手帳の住所変更を行わない場合、こちらからの案内が行えず、当該手当の申請が漏れてしまうことが考えられる。ついては、申請漏れがないように更なる周知を図っていく。	①継続実施	継続して周知を徹底する。
44	1	2	2	重度手当支給の継続	重いしょうがいが重複している65歳未満の方に支給される東京都の手当について、受給の案内や手続きを行います。	しょうがいしゃ支援課			B:計画通りの成果	制度に基づき手当を支給するとともに、市報くにたちやホームページへ掲載し市民向けに案内を実施した。 【令和5年度時点】 受給者数：98人/支給金額：月額60,000円	申請漏れがないように更なる周知を図っていく。	①継続実施	継続して周知を徹底する。
45	1	2	2	児童育成手当支給事業の継続【再掲】	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいを有する児童の家庭、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭等へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	引き続き必要な世帯に支給し、児童の福祉の増進に努められた。	都の要綱に基づく事務であるため市に裁量がない	①継続実施	都要綱事務であるため
46	1	2	2	しょうがいのある子の親への支援	相談支援を行い、保護者の了解のもと子育て支援や母子保健、学校などの市の関連部署の他、障害児相談支援事業所・サービス提供事業所等との連携をとり、社会資源を活用できるよう配慮します。	しょうがいしゃ支援課			B:計画通りの成果	地区担当CWによる相談支援業務の中で、関係機関との連携を図った。	相談支援事業所の利用について、ニーズが高まってきていることもあり、供給過多になりつつある。	①継続実施	相談支援員等支援者の人材育成を行い、ニーズに対応できるようにする必要がある。
47	1	2	2	しょうがい児保育の充実	しょうがい児の保育所、幼稚園、学童保育所の受け入れ体制を整備します。	児童青少年課	保育幼児教育推進課		A:計画を上回って達成	保育の質の向上のため、発達支援に関する研修を実施するとともに、しょうがい児の受け入れに対しては職員の加配により対応。 R5年度よりしょうがいをもつ中学生学童開始。 また、・令和4年度矢川プラスにおいて9月～1月にかけ障害児保育研修を実施した。 修了者20人 ・令和5年度、職員の加配により94人の受け入れを行った。		①継続実施	ソーシャルインクルージョンの理念のもと、分け隔てなく過ごせる施策を目指す。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
48	1	2	2	しょうがい児緊急入所事業の充実	家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児を施設へ緊急入所させます。	しょうがいしゃ支援課			B：計画通りの成果	保護者または家族の疾病等の事情により家庭での介護が困難となった場合に、一時的に緊急入所させる事業を実施した。 【直近5年の実績】 （R01年度）計265日／16世帯 （R02年度）計399日／10世帯 （R04年度）計404日／20世帯 （R04年度）計404日／23世帯 （R05年度）計299日／18世帯	当該事業を知らない家庭も存在するため、周知の方法について今後検討していく必要がある。	①継続実施	事業としては、現行のまま継続して実施していくことで、本人のみならず家族への福祉向上が図られるため。
49	1	2	2	しょうがいをもつ子どもへの支援	「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所及び「児童福祉法」に基づく障害児通所（児童発達支援・放課後等デイサービス）について、利用の案内や支給決定を行います。	しょうがいしゃ支援課			B：計画通りの成果	それぞれのサービスについて、制度に基づき支給決定を行い、支援に努めた。 【支給決定者数】※令和6年3月31日時点 居宅介護：273人 短期入所：132人 児童発達支援：133人 放課後等デイサービス：217人	放課後等デイサービスについて、長期休暇中の朝の預かりニーズが高まっており、今後日中一時支援事業等により対応できるよう事業所と協議していく必要がある。	①継続実施	市民ニーズに対応していくことで、国立市での地域生活がよりよいものとなるため。
50	1	2	2	子どもの育ちを支えるグループ支援	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」（1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象）及び「ぱすてる」（就園前の子どもと保護者対象）を実施し、遊びを通した健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。	子育て支援課			B：計画通りの成果	コロナの影響で、開催できなかったタームがある年度もあったが、令和5年度からは、くれよん4学級×6回、ぱすてる2学級×5回で開催することができ、計37組の親子が参加した。	出生数の減少、共働きの増加もある一方で、育児不安などのニーズも増えている。市内の育児支援事業との連携を図りながら、継続実施していく。	①継続実施	周辺事業との連動性と関係機関との連携を充実していく。
51	1	2	2	しょうがい者、異年齢世代との交流事業の実施	「しょうがいしゃ青年教室」において、しょうがいのある若者とない若者が共に活動して、異年齢世代の若者が相互に学び合う事業の継続を図ります。	公民館			B：計画通りの成果	「しょうがいしゃ青年教室」事業にてスポーツ、料理など6つのコース別活動やイベントを通年実施。しょうがいのある若者とない若者、生きづらさを抱えるなど様々な背景のある若者自身が主体的に企画・運営を担い、相互に学び合う機会となっている。（しょうがいしゃメンバー63名、若者によるスタッフ65名参加）	令和6年度はリカバリーの学校@くにたちなど他機関との連携事業も展開した。広く地域とつながり続けるため、今後も他機関との連携を模索していくことが課題である。	①継続実施	しょうがいの有無をこえて地域で出会い関係性を育むことは、誰もが当たり前に地域社会で暮らし成長することにつながるため、今後も継続して実施していく必要性がある。
53	1	2	3	保育園、学童保育所等への通訳派遣	日本語の理解が不十分な保護者に対して、子育てや教育に関する様々な制度を的確に伝えるために、地域住民による海外交流サークル等の協力を得て、通訳を行います。	児童青少年課	保育幼児教育推進課		E：事業内容を変更して取り組んだ	令和3年度まで通訳者派遣の予算計上されていたが、派遣実績がないため、現在は予算化されていない。	必要となった時に対応できるように体制を整えておく必要がある。	⑤事業の変更	スマートフォンの無償のアプリを活用して対応していく。
54	1	2	3	グローバル人材育成事業の推進【再掲】	市民からの寄付により、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的として設立された「国立市RHグローバル人材育成基金」を活用し、小学校高学年以上を対象に、国際的視野を広げることを目的とした「グローバルカフェ事業」や、中高生を対象に、グローバル人材の育成を目的とした「海外短期派遣事業」を進めていきます。また、世界に羽ばたく人材や、次世代のリーダーとなる人材育成のための基金活用についても検討します。	児童青少年課			B：計画通りの成果				

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
55	1	2	3	地域で育む・深める国際理解の推進	国連大学・国連UNHCR協会訪問など地域国際交流団体の協力を得て、小学生から高校生の国際理解の一層の推進を図ります。	まちの振興課			B：計画通りの成果	年1回、大使館訪問を実施し、小学生から高校生を対象とした国際理解の推進を図った。 訪問先によるプログラム内容の難易度により、対象を小・中・高校生とした年度と中・高校生とした年度がある。	ひとつのプログラムに対し、参加対象を小学生から高校生と幅広くした場合、基礎知識や目的等が異なるため、プログラム内容に制限がでてきてしまう。今後は、小学生、中学生、高校生の各々の成長段階にあったプログラム内容を検討する必要があると考える。 訪問先についても、過去の訪問先、大使館訪問以外にも検討していく。	①継続実施	大使館訪問等の異文化体験プログラムの実施は、子ども達が多文化共生を理解する機会となり、その後も理解深める契機となっているため。
56	1	2	3	外国籍市民にも住みよいまちづくりの推進	市内在住の外国籍市民と市による懇談会を実施し、外国籍市民のニーズを把握し、市政に反映させていきます。	まちの振興課			C：一部達成	外国籍市民と市による懇談会は、H30年度まで実施。H31年度以降は、コロナの影響により未実施。	実施した懇談会への参加人数の減少、またコロナ禍以降の未実施により、懇談会の実施については再検討が必要。 また、懇談会の実施以前に、当市では、複数の部署で実施している外国籍市民向けの事業やイベント等の情報が点在しており一元管理できていないため、市民からは情報が一括で入手し難くなっている。 まちの振興課（コミュニティ・市民連携係）で情報を集約し、HP等で情報提供できる仕組みを構築する必要がある。また、HP等から意見を寄せてもらえるような取り組みも今後検討していく。	⑤事業の変更	日常において、より多くの外国籍市民に有益で、かつ利便性が高い仕組みを整える必要があるため。
57	1	2	3	グローバル人材の育成を目指した日本語適応指導の開発	外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒を対象に140時間を上限として日本語指導員を配置します。日本語への適応を第一に進めつつ、グローバル人材の育成を目的としたプログラムを関係部署等と開発します。	教育指導支援課			B：計画通りの成果	学校のニーズに可能な限り応じ、指導員を派遣した。	教材や指導法など、日本語指導員の指導力の向上を図る必要がある。	①継続実施	連絡会等を通じて、教材の効果的な活用方法などを共有する。
58	1	2	3	地域の教育資源を活かした外国語教育の推進	学習指導要領の改訂に伴い、平成30年度を目途に、小学校5・6年生で「教科型」、3・4年生に「活動型」として英語教育の系統的な指導を進めます。小・中学校に派遣している外国語指導助手（ALT）を核に、留学生、NPO等との連携による国際理解教育を進めます。	教育指導支援課			A：計画を上回って達成	東京グローバルゲートウェイにおいて中学校1年生が学ぶ機会をつくっている。	ALTについては、派遣委託の形とし、研修体制などの充実を図る。	②事業拡大	東京グローバルゲートウェイにおいて小学生も学べるようにしていく。
59	1	2	3	外国籍の子どもと家庭への図書館サービスの推進と本を通じた支援	外国籍市民のための利用案内の作成（英語・中国語・韓国語）、案内表示（英語）を設置し、洋書コーナーの充実を図るなど、利用しやすい環境づくりを推進します。また、外国語絵本の充実を図るために、公民館やまちの振興課と連携して選書を行います。外国語絵本の読み聞かせ会や日本語版と英語版の同じ絵本の読みくらべ会など各国言語の絵本を通じた交流事業を行っていきます。	くにたち中央図書館			C：一部達成	・公民館実施の「にほんごサロン」にて、外国籍の親子に絵本の読み聞かせを実施している（令和5年度実績：24名参加）。 ・毎年、児童向け洋書を購入している。	・外国籍の子どもへのサービス提供方法の模索	①継続実施	・公民館やまちの振興課と連携し、外国籍の子どもへの図書館サービスの推進を図る。
60	1	2	3	多文化共生事業の推進	国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支え合い、助け合う関係を築き、広く多文化共生社会につながる講座を実施していきます。また、地域のボランティアの協力を得て、子育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充実を図ります。	公民館			B：計画通りの成果	日本語を母語としない地域住民が、より暮らしやすい生活を送れるように、生活レベルの日本語を習得するための日本語講座を実施。また、講座と合わせて交流事業である「にほんごサロン」の実施や外国人等への様々なサポート、相互理解につながるための日本語教育入門、多文化共生講座を実施。	必要な方に必要な支援ができるよう、周知や他の部署等の施策と連携して推進をしていく必要がある。	①継続実施	継続して実施していくことが、外国人等も日本人もさらに住みやすい地域環境を醸成につながる。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
62	1	3	1	児童館の施設と体制の整備	小学生の放課後の居場所として、また中高生の自主的な活動拠点としてなど、あらゆる年代の子どもが集える、子どもの居場所としての施設整備・体制整備を進めます。施設環境を整え、身近な児童館として利用しやすい施設開放のあり方を検討します。	児童青少年課			B：計画通りの成果	R5年度より矢川児童館が矢川プラス内へ移設。年末年始以外開館。開館時間も延長。利用人数の拡大につながっている。	中高生向けへのイベントのニーズを踏まえ検討を行っていく	①継続実施	
63	1	3	1	子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。	児童青少年課			A：計画を上回って達成	子育て世帯向けの機能を有し	施設により利用者が集中して	①継続実施	ニーズに合わせてひきつづき整備が必要となる
64	1	3	1	地域の教育資源を活かした不登校児童・生徒への学びの場の充実	子どもたちが主体的に、いきいきと学ぶ場として、小・中学校の適応指導教室の学習内容や体験活動などの充実を図ります。スクールソーシャルワーカーを核とした、ひきこもり傾向の未然防止を進めます。	教育指導支援課			A：計画を上回って達成	教育支援室（適応指導教室）における支援活動に加え、家庭と子供の支援員及び校内別室指導支援員の配置により、体制の充実が図られた。	地域の多様な学びの場との連携を強化する必要がある。	②事業拡大	子ども家庭部と連携し、多様な学びの場を有効活用するとともに学びの多様化学校設置について研究を進める。
66	1	3	1	放課後子ども教室の充実	小学校の施設を活用し、保護者や地域の協力を得ながら、大人の見守りのある安心で安全な子どもの居場所を提供します。子どもがいきいきと放課後の時間を過ごせるよう、市立小学校全校で実施している「ほうかごキッズ」の実施日数やプログラムについて見直し、「放課後の居場所」としての機能を高めます。	児童青少年課			B：計画通りの成果	令和5年度現在では市内8校の全校で週2回「放課後キッズ」を実施している。	天候に合わせた室内外の調整等場所の確保	①継続実施	放課後の安全・安心な居場所の確保のため。
67	1	3	1	学童保育所運営の充実	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるプログラムづくりに努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づく4～6年生の受入れのために、事業内容の見直しを進めます。	児童青少年課			B：計画通りの成果	4～6年生を受け入れるとともに、令和5年度現在も要件を満たす入所希望者の全員入所を継続している。		①継続実施	引き続き保護者のニーズに合わせて整備を進めていく。
68	1	3	1	学童保育所施設の整備	小学校就学児童すべての安心・安全な放課後の居場所を確保することを目的とした「放課後子ども総合プラン」に基づき、4～6年生の学童保育所受入れを見据えた施設と体制の整備を検討します。	児童青少年課			A：計画を上回って達成	4～6年生を受け入れるとともに、令和5年度現在も要件を満たす入所希望者の全員入所を継続している。 また試行的ではあるが障害を持つ中学生の受け入れも行った。		①継続実施	二小建て替え複合化に伴う学童保育所の整備等、引き続きニーズに合わせて調整を行う。
69	1	3	1	学童保育所の延長保育の実施	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等がしやすい環境づくりを整える必要があることから、延長保育を実施しています。ただし、保護者の就労形態は多様化し、また通勤時間も増加していることから、さらなる延長等についても議論していきます。	児童青少年課			B：計画通りの成果	R2年度より学校休業日に朝延長8：00～受け入れ開始	さらなる延長拡大は、ニーズを踏まえ検討する。	①継続実施	
72	1	3	2	地域の自然環境を活かした環境教育の推進	日常の中で自然を意識し、環境保全の必要性を実感することができる場づくりを進めます。学校教育においては、各教科や総合的な学習の時間等を中心に、身近な環境から地球規模の環境学習を計画的に実施します。	教育指導支援課	環境政策課		B：計画通りの成果	矢川探検など、各校が地域の自然を活かした学習活動を進めている。 また、城山公園において、どんぐりを題材にした環境イベントを開催したほか、昆虫の観察会などを実施した。また、多摩川河川敷において、多摩川の生き物に触れるイベント「多摩川探検隊」を実施した。	城山や河川敷など、市内でも良好な自然環境が残されている場所において、引き続きイベントを実施し、環境保全に係るさらなる普及啓発を実施する。	①継続実施	城山や河川敷は市内でも良好な自然が残された場所であり、市民もアクセスがしやすく、環境保全に係る普及啓発の場及び機会として欠かすことができないため。 あわせて、コミュニティ・スクールを活用した学習環境の充実も視野に入れていく。
73	1	3	2	ビオトープの設置推進	大人と子どもが一緒になって、動植物が生息できる場所（ビオトープ）を保全するとともに、新たなビオトープの設置を推進します。	環境政策課			B：計画通りの成果	城山公園内の池をしゅんせつし、水生生物の生息環境を整えたほか、アメリカザリガニの駆除等を実施した。また、ママ下湧水公園内において、市民団体が中心となり、生物多様性保全に配慮した維持管理を実施している。	城山公園やママ下湧水公園など、既存のビオトープについては保全に係る取り組みを実施できているが、拡大には至っていない。	①継続実施	生物の生息空間の確保を、市内のあらゆる自然環境において実施していく。
74	1	3	2	桜守事業の推進	平成12年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復活動を市民ボランティアと行政との協働により実施しています。平成14年度からは市民ボランティアが主体的に、小学生等と一緒になって実施しており、今後も多くの市民や子どもたちと継続的に実施していきます。	環境政策課			B：計画通りの成果	くにたち桜守の活動に対し、肥料づくりの原材料の支給等、物的支援を行ったほか、枯れた桜の植え替え作業を協働して実施した。	子どもたちに対する環境教育の場として重要な役割を果たしているものと考えるが、桜の保全について効果は検証が必要と考える。	①継続実施	効果検証が必要な部分もあるが、参加者からは概ね良好な反応が得られており、環境教育の場として引き続き活用したいと考えるため。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
75	1	3	2	世代間交流事業の推進	地域で活動している団体の協力を得て、伝統や文化を継承する事業を実施し、祖父母世代や親世代と、子どもたちとの世代間交流の充実を図ります。	公民館			B：計画通りの成果	令和5年度は親子で参加できる防災講座を実施。日頃から防災の活動をする地域団体が複数参加し、参加者が地域での活動を知り、相互交流につながる機会となった。参加者数74名。	参加者を一層増やすための周知の工夫や、地域での連携等推進が必要。	①継続実施	こうした機会を継続して設けていくことが地域での多世代の交流につながっていく。
76	1	3	2	親子で共有の時間をもつ事業の推進	親と子が、他の親子と関わることで共に学び成長していくことを目的とし、年間を通じて、未就学児から小学校低学年の子どもとその保護者を対象に、様々なプログラムを実施していきます。実施にあたっては、学校やNPO法人等の民間団体と事業連携を図っていきます。	公民館			B：計画通りの成果	家ではできない規模で遊ぶ時間を、親子で共有する講座を年6回実施。NPO法人東京学芸大子ども未来研究所や桐朋中学・高等学校との共同で開催している。令和5年度は延べ121組の親子が参加した。講座の評価も非常に好評で、毎回定員を超える応募をいただいている。	毎回応募が定員を超えており、可能な限り多く参加できる運用の検討が必要。また、矢川プラスなどの市内の子ども向け施設との連携を行い、公民館を普段利用していない層にも働きかける必要がある。	①継続実施	親子で遊ぶ時間を共有するだけでなく、他の親子と関わること、異年齢の子ども同士が一緒に作業する経験等、多くの学びの場となっており、継続の必要性がある。
77	1	3	2	地区育成会への支援	地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、小学校区ごとに地域の大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材のもつ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かしていきます。	児童青少年課			B：計画通りの成果	令和5年度も市内8地区育成会に活動の補助金を交付したほか、ソフトボール大会や育成会文集のとりまとめの協力を行っている。	育成会委員の高齢化	①継続実施	地域の子どもに寄り添った団体として支援を継続する。
79	1	3	2	青少年国内交流事業の推進	市民からの寄付を基に設立した「国立市青少年育英基金」を活用し、市内在住の小学6年生を国内に派遣し、その地域の歴史や風土に接し、また派遣先の青少年との交流を通して平和、人権等の相互理解や豊かなこころの形成を図ることを目的とした国内交流事業を推進します。	児童青少年課			C：一部達成	市内在住の小学6年生を対象に、戦争と平和について学ぶ派遣平和事業として、平成28年度より長崎への派遣を実施、現地の青少年と相互発表や交流を通し平和学習を行っている。令和2年より新型コロナウイルス流行の影響により派遣事業は中止、令和5年度については派遣予定だったが台風により中止となった。		①継続実施	
80	1	3	2	学校における平和講話事業の推進	市内の小中学校において、市内在住の被爆者や戦争体験者による戦争体験に関する講和を実施します。	市長室			B：計画通りの成果	令和5年度は市立小学校8校、市立中学校2校で実施。	児童生徒に分かりやすく伝えられるように、伝承者のスキルアップを図っていく必要がある。	①継続実施	戦争体験者本人が語る機会が失われていく中、平和教育として伝承者講話を継続していく。
81	1	3	2	ICT化が進む社会への対応力の育成	様々な体験機会を通じて、発達段階に応じたメディアリテラシーの育成を推進します。学校教育においては、タブレット型端末の導入を進め、児童・生徒の情報活用能力の育成、日常の教科指導におけるICTの活用、校務の情報化の充実を図ります。	教育指導支援課			A：計画を上回って達成	一人一台端末を全ての児童・生徒に貸与し、授業で頻繁に使用できるようになっている。	膨大な数の端末の管理と、情報モラル、個人情報保護などの課題への対応を進める必要がある。	①継続実施	一人一台端末をこれまで以上に有効活用するとともに、計画通り、大型画面、実物投影機の全普通教室配備を進める。
83	1	3	3	学ぶ意味を大切にする教育の推進	学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、学ぶ意味を大切にする適正な教育活動の実施を進めます。グローバル化する社会の様々な課題に対して、子どもたちが主体的に考え、行動する力を育みます。	教育指導支援課			C：一部達成	主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善が進展した。	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進を図る必要がある。	①継続実施	研修等を通し、教員の授業力向上に引き続き取り組んでいく。
84	1	3	3	豊かなこころを育む学校図書館の充実	読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育みます。また、探究的な学習活動等を行い、子どもの情報活用能力を育みます。学校司書等との触れ合いを大切にし、こころの居場所づくりに努めます。	教育指導支援課			B：計画通りの成果	学校司書が今ある環境下でできる取組を着実に進めている。	学校司書の勤務時間が短く、授業支援が十分に行えない状況もある。	①継続実施	学校司書の勤務時間、給与面の処遇などの改善が求められている。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
85	1	3	3	図書館における児童サービスの充実	選書会議による丁寧な選書を行い、お話会、ブックマラソン事業などの、子どもを対象とした各種行事やサービスを充実させることにより「読書の楽しみ」を広げるとともに、自ら学ぶ習慣が身に着く取組みを実施します。	くにたち中央図書館	教育指導支援課		B：計画通りの成果	・小学生向けの本のリスト（令和3年12月改訂）や、読み聞かせ入門リスト（令和6年2月改訂）を作成・配布している。 ・絵本の読み聞かせやおはなし会は、毎週実施している。 ・季節ごとにイベントを行い、図書館や本に楽しく触れる機会を提供している。 ・第四次子ども読書活動推進計画を令和5年度に策定した。	・イベント実施時の広報・周知の徹底	①継続実施	・第四次子ども読書活動推進計画に基づき、引き続きイベントの実施等を行い、児童サービスの充実を図っていく。
86	1	3	3	しょうがい児・者との交流の推進【再掲】	「障害者差別解消法」及び「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」（平成28年4月施行）の普及啓発を進める中で、交流を推進していきます。	しょうがいしゃ支援課			B：計画通りの成果	令和5年度に、庁内にて職員向けの研修を実施した。テーマは「しょうがいをお持ちの方へ適切な配慮を行うための意識向上研修」。 参加職員数：36人	普及啓発の機会を増やしていく。	①継続実施	当事者参加型の普及啓発を行いながら、交流の機会を増やしていく。
87	1	3	3	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業【再掲】	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児（中学生を対象とする予定）が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業（仮称「ぷれジョブ」）として、実施していきます。	しょうがいしゃ支援課			B：計画通りの成果	市長室と共同で、人権月間イベントを市内で開催し、医療的ケア児を子にもつ親の写真展を開催した。	イベントの回数が少ない。	①継続実施	イベントを継続して行い、周知を行う。
88	1	3	3	青年のための生涯学習事業の拡充【再掲】	幅広い青年層を対象にした多様な体験・交流の機会や、生活と労働等に関する学習機会を通して、主体性を育む生涯学習事業の充実を図ります。	公民館			B：計画通りの成果	多様な背景のある若者が集う「青年室」と隣接する「喫茶わいがや」を拠点とした活動を実施。	他機関との連携が課題。若者支援に取り組む関係者との情報共有の機会が少ない。	①継続実施	若者の多様な居場所や活動拠点が必要とされているため。
89	1	3	3	子ども向け生涯学習事業の充実	芸術、文化、歴史、自然、スポーツの分野における子ども対象の生涯学習事業の充実を図ります。	生涯学習課			B：計画通りの成果	スポーツの分野で子どもや親子で楽しめる事業を継続して実施した。また文化芸術に触れ、伝統文化を学ぶ事業も拡充を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和5年度までは一部事業に制限をかけて実施した。	①継続実施	引き続き、子どもに係る生涯学習事業を実施していく。
90	1	3	3	芸術・文化に触れ体験する生涯学習事業の推進	創造力・想像力豊かな子どもを育むため、引き続き、芸術小ホールなどで子どもが芸術・文化に触れる機会を創出します。	生涯学習課			B：計画通りの成果	くにたち市民芸術小ホールにて、演劇や寄席、コンサート、音楽イベント、ダンスワークショップ等の多様なこどもおすすめ事業を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和5年度までは一部事業に制限をかけて実施した。	①継続実施	今後も子どもが芸術・文化に触れる機会を創出していく。
91	1	3	3	各種スポーツ事業の充実	スポーツ推進委員と連携して子どもが各種スポーツを体験する事業を行い、興味をもつことにより、継続的にスポーツに親しむきっかけづくりを行います。	生涯学習課			B：計画通りの成果	スポーツ子どもの日のほか、ファミリーソフトボール教室やファミリーフェスティバル内のミニ体力測定会など各種事業を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和5年度までは一部事業を中止及び縮小して実施した。	①継続実施	子どもの運動機会を創出するため、今後も継続的に事業を実施していく。
92	1	3	3	地域の歴史や伝統行事に触れる生涯学習事業の推進	子どもたちが郷土史やまちの歴史に親しみ、地域の伝統行事や昔の暮らしを体験できる事業を実施します。	生涯学習課			B：計画通りの成果	くにたち郷土文化館において、郷土の歴史や文化を学んだり、伝統行事を体験するイベント等を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和5年度までは一部事業に制限をかけて実施した。展示イベントの場合、毎年の内容が似通ってしまわないように展示に特色を出す必要がある。	①継続実施	今後も、子どもを含む市民が主体となって伝統文化を楽しみながら学ぶ事業を実施していく。
93	1	3	3	中学生への納税理解の促進	全国納税貯蓄組合連合会・国税庁共催「中学生の『税についての作文』」及び、全国間税会総連合会主催・（一財）大蔵財務協会後援「中学生の『税の標語』」の応募作品から、市立中学校の生徒の作品に対し、市長賞（賞状・額・図書券）を授与することにより、次代を担う中学校の生徒に税への関心と理解を促します。	課税課			B：計画通りの成果	直近3年間において、税についての作文の応募率が90％を超えており、税に対する理解を深めることにつながっている。	更なる応募率の増加を図っていきたい。	①継続実施	現時点で作文の応募率が高く、内容も秀逸であることから、今後も同様に実施していくこととしたい。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
94	1	3	3	学校における食物アレルギーへの対応	平成26年より、教育委員会では、学校と教育委員会、病院などが、緊急時にすぐ連絡を取れるよう、学校管理職、養護教諭、学級担任等にPHSを配布しています。 また、都の指針、医師や養護教諭の意見などを踏まえ、緊急時の校内での役割分担、PHSを使用した模擬訓練の定期的な実施や新入生のアレルギー情報を共有する手順などを載せたアレルギー対応マニュアルを平成27年度に作成しています。今後も、PHSやマニュアルを活用し、教育委員会、学校、給食センターで密に連携し、アレルギーへの対応の充実を図っていきます。	教育総務課	教育指導支援課	給食センター	B:計画通りの成果	アレルギー対応マニュアルの内容を関係者間で共有し、児童生徒のアレルギー情報の把握方法や緊急時の対応方法などを徹底しました。令和5年の2学期より新学校給食ステーションがオープンし、開所当初から食物アレルギー等に対応した給食の提供を行うため、アレルギーマニュアルの改訂を行いました。	その時代に合わせて、アレルギーマニュアルの改訂を行っていく必要があること。	①継続実施	継続してアレルギー対応マニュアルの内容を共有し、児童生徒のアレルギー情報の把握や緊急時の対応方法などを徹底していくため。
96	2	1	1	妊婦健康診査費用助成の推進	母子健康手帳交付時に産科の14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。また、35歳以上の方には、超音波検査費用の一部助成を実施します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	・令和5年度より超音波検査の助成回数を4回に拡充した。 ・令和5年度より多胎妊婦の方への追加の健康診査費用助成を開始した。	受診券の枚数等については必要十分であると考えられるため、今後は周辺施策の整備に努める必要がある。	①継続実施	受診券の枚数等については必要十分であると考えられるため。
97	2	1	1	出産・子育て応援事業の推進	すべての子育て家庭に対して、妊娠期から専門職（保健師・助産師・看護師）が面接を行い、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を予防します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	≪令和5年度実績≫ ・妊娠時ギフトカード　410件交付 ・出産時時ギフトカード　370件交付	・相談事業については、実効性のある事業としていくため、関連施策の充実に努める必要がある。 ・経済支援については、令和7年度に法制化が予定されているので適宜運用の見直しが必要である。。	①継続実施	対象者への確実な施策実施に努めていく。
98	2	1	1	特定不妊治療費助成事業の推進	医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微鏡受精）を受ける方に対して、経済的負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度に加え、治療費の一部を助成します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	助成人数（令和5年度実績）7	不妊治療費が保健適用となったため、令和6年度で事業終了予定である。	④事業終了	不妊治療費が保健適用となったため。
99	2	1	1	母子訪問事業の推進	妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図るため、保健師等が「妊産婦訪問指導」「新生児訪問指導」「未熟児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」「乳幼児訪問指導」として家庭訪問を実施します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	地区の担当保健師や新生児訪問助産師による訪問を実施し、母子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、必要な助言・指導、社会資源の情報提供を行っている。	継続的に行っていく。また、複合的な課題がある家庭も多く、関係機関のつなぎなども含め必要な介入を行っていく。	①継続実施	関係機関との連携を強化していく。
100	2	1	1	母子保健相談事業の推進	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児相談」を毎月開催します。専門職（保健師・助産師・栄養士）が生活習慣の確立や育児方法、離乳食などの相談や助言、情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健康相談」を実施します。また、電話にて随時相談を受け付けます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	各事業を通して専門職による相談を随時実施、必要な助言・指導を行うことにより、育児の不安感・負担感の軽減に努めている。	健診などで相談が必要な人などを、当事業に適切につなぐことが、継続して必要である。	①継続実施	相談を活用しやすい仕組みづくり、周知など、継続して取り組む。
101	2	1	1	母子保健連絡会の充実	母子保健に関する継続的なケアの充実や向上、連携を目的に、関係機関（保育園・幼稚園・学校・医療機関・庁内関係部署等）が集まり、情報交換及び講習会を実施します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	母子保健に関する講演会を毎年テーマを決めて実施し、ケアの向上と、関連部署のとの連携に寄与している。	ニーズの高いテーマの選定が必要。 関係機関にも開かれた連絡会となり、連携を強化する一助となるよう行っていく必要がある。	①継続実施	ケア向上だけでなく関連部署との連携強化の一助となる。
102	2	1	1	親と子の健康教育事業の推進	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や乳幼児の健康増進のため、両親学級にて専門職（歯科医師・保健師・助産師・栄養士）が妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	健康的なマタニティライフを送るための必要な学習の場となっている。妊娠期からの仲間作りにも貢献している。	参加できない方にも知ってもらう手段があるよう、リーフレットや他の関連事業、相談先の周知などの充実を図る。	①継続実施	他の関連事業の充実により補っていく。
103	2	1	1	両親学級の開催	妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て方など育児に関する知識の普及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の健康づくりへの意識を高める働きかけを行います。	子育て支援課			B:計画通りの成果	土曜開催の日程を設けることで、パートナーの参加も多く、親性育成の場となっている。また、親の健康づくりへの啓発を実施し、出産や育児に関する地域の相談先や場所の把握にもつながっている。	参加できない方にも知ってもらう手段があるよう、リーフレットや他の関連事業、相談先の周知などの充実を図る。	①継続実施	他の関連事業の充実により補っていく。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
104	2	1	1	こんにちは赤ちゃん事業の実施　★	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	母子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、必要な助言・指導、サービスの提供につながっている。 ほぼ全数把握ができている状況であり、未実施の場合でも、長期里帰り出産や疾患のある児であり、乳児健診等で把握できている。	現在は全数把握できているが、継続して把握できるように努めていく。	①継続実施	生まれてから早い段階での、母子の心身の状況や養育環境の把握が欠かせないため、継続して実施。
105	2	1	1	子育て教室の開催	毎月1回離乳食教室（初期対象）と離乳食フェア（中期から完了期対象）を実施します。また、おおむね12か月～1歳4か月児の保護者を対象に「1歳がわかる教室」を開催していましたが、今後はより多くの方に参加していただくために、保育園・幼稚園で展開していきます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	コロナをきっかけに子育て教室を一部縮小し、1歳のための教室は令和元年度1月以降は実施なし。 離乳食教室や離乳食フェアもコロナで一部事業を縮小していたが、緩和し試食も再開。 離乳食教室（令和5年度実績）167組	1歳児前後の教室は実施なしとなったが、個別フォローが必要なご家庭には個別の電話かけ等で状況の把握や相談の機会を設けた。	①継続実施	離乳食教室や離乳食フェアは継続して実施し、栄養に関する正しい知識の普及に努める。
106	2	1	1	栄養改善事業の推進	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防のため、両親学級（4日間コース）の3日目に管理栄養士による講話を実施しています。各家庭の汁物の塩分測定を実施し、また、事前に提出していただいた1日分の食事記録を管理栄養士が個別に分析し、その分析結果を見ながら妊婦の方に理解を深めてもらうよう努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	両親学級は平成29年度より2日間コースに変更。 各家庭の塩分測定を適切な塩分量のみそ汁の試食に変更の後、コロナをきっかけに試食を中止。現在は塩分早見表を用いて栄養講話を実施している。 両親学級栄養講話（令和5年度実績） 妊婦101人、夫45人 ヘルスメイク栄養価計算（令和5年度実績）78人	今後も適切な知識の普及・啓発に努めていく。	①継続実施	保護者の生活習慣業予防や低出生体重児の予防のため、今後も継続が必要。
107	2	1	1	妊婦・乳幼児健康診査の推進　★	疾病やしょうがいの早期発見、児童虐待予防や子育て支援を目的に、「3～4か月児健康診査」「1歳6か月児健康診査」「2歳児歯科健康診査」「3歳児健康診査」を実施し、適切な指導を行います。対象者には個別通知で周知を行い、未受診の方については子ども家庭支援センターと連携し、受診を促します。 各健康診査後のフォロー健診として、「経過観察健診（1回/月）」、小児神経専門医による「発達健診（1回/月）」を実施しています。妊婦健康診査は、母子健康手帳交付時に14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	コロナで一時健診を個別に実施したが集団に戻っている。各月齢の発達段階に応じ必要な健康診査を実施し、経過観察が必要なケースについては各事業や医療機関等につなげている。また、未受診者は子ども家庭支援センターと連携している。	健診事業については一定程度安定して実施できている。	①継続実施	未受診者はもれがないように、また、受診者も必要に応じて、より適切なつなぎが可能となるよう、連携と周辺事業を充実させていく。
108	2	1	1	歯科健康教育事業の推進	妊婦を対象に歯科検診を実施します。また、乳幼児を対象に、1歳6か月・2歳・3歳児歯科健診、乳幼児歯科相談（月2回）、歯科予防処置（フッ素塗布）を実施します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	コロナで一部事業を縮小していたが、徐々に戻し、令和5年度にはすべて戻る。歯科各健診や事業において、う蝕予防のための指導や相談を実施。	歯科事業については、一定程度安定して実施できている。	①継続実施	継続して周知を充実していく。
109	2	1	1	予防接種事業の推進	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るため、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りながら、受診しやすい環境整備に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	≪令和5年度実績（抜粋）≫ 〈予防接種法にもとづく定期接種〉 ・麻しん風しん（第Ⅰ期）426人 ・BCG412人　・小児の肺炎球菌412人　・子宮頸がん296人 〈任意接種〉 ・子どものインフルエンザ予防接種費用助成2,524人	HPVキャッチアップ接種が令和6年度で終了する予定であることから、対象者への積極的な勧奨を行う必要がある。	①継続実施	今後も適切な周知・勧奨を行っていく。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
110	2	1	1	育児パンフレットによる支援の充実	妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育てを始める親や始めた親へ、育児に関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンフレットによる情報提供を行います。両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アドバイスのパンフレットを配付します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	子育て情報の総合冊子として2022・2023年度版の子育てサポートブックを発行した。	より有用な冊子となるよう、改定ごとに情報を精査し編集をしていく。	①継続実施	今後もサポートブックのの情報の充実を図り、関係機関での広い配布をし、周知を広めていく。
111	2	1	1	救急医療情報提供の推進	休日・休日夜間における医科救急患者に対する診療と休日の救急歯科患者に対する応急診療の円滑な運用へ向け、市民への情報提供の充実と普及拡大及び周知に努めます。	健康まちづくり戦略室			B:計画通りの成果	・医師会、歯科医師会及び市内医療機関と連携し、コロナ禍においても継続して市内の休日診療体制を維持した。 ・市報・ホームページで救急医療情報を継続的に発信した	特段の課題及び改善点はなく、取組を継続していく。	①継続実施	引き続き関係機関と連携し、休日診療体制の確保及び的確な情報発信に努める。
112	2	1	1	子どもの育ちを支えるグループ支援【再掲】	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」（1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象）及び「ぱすてる」（就園前の子どもと保護者対象）を実施し、遊びを通した健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。	子育て支援課			B:計画通りの成果	コロナの影響で、開催できなかったタームがある年度もあったが、令和5年度からは、くれよん4学級×6回、ぱすてる2学級×5回で開催することができ、計37組の親子が参加した。	出生数の減少、共働きの増加もある一方で、育児不安などのニーズも増えている。市内の育児支援事業との連携を図りながら、継続実施していく。	①継続実施	周辺事業との連動性と関係機関との連携を充実していく。
113	2	1	1	子どもショートステイ事業の実施★	保護者が、病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、市が委託する「ショートステイホーム・おひさま」で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	満2歳から義務教育修了までの児童についてのショートステイ（定員2人）及びトワイライトステイ（定員4人:ショートステイ優先）を実施。令和5年度はショートステイ280人、トワイライトステイ205人の利用人数であった。	制度の周知、アレルギーや発達特性のある児童の対応等。	①継続実施	保護者が、病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、児童を一時的に預かる子どもショートステイ事業は必要な事業であるため。
114	2	1	1	ファミリー・サポート・センター事業の実施　★	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	市民同士（登録した利用会員及び支援会員）の、満2か月から小学校修了までの児童についての預かり等の事業を実施。令和5年度末で利用会員1,245人、支援会員235人、活動延件数2,560件であった。	制度の周知及び支援会員の確保。	①継続実施	市民同士の助け合いの制度であるファミリーサポートセンター事業は、子育てのしやすいまちとしての機運醸成のためにも、今後も継続実施すべき事業と考える。
115	2	1	1	一時保育の充実　★	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	保育所での未就学児（満1歳以上）の一時預かり事業に対する補助事業を実施した。令和5年度は2園で実施、一日利用2,404人、半日利用462人であった。	制度の周知、アレルギーや発達特性のある児童の対応等。	①継続実施	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かる事業は必要な事業であるため。
116	2	1	1	育児支援サポーター派遣事業の実施【再掲】	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	利用できる期間を産後1年（多胎の場合2年）までとした。令和4年度より、ファミリーサポートセンター支援会員との合同研修とすることで、サポーターの確保に努めている。令和5年度末育児支援サポーター登録者数137名	制度の周知及びサポーターの確保	①継続実施	市民同士の助け合いの制度である育児支援サポーター派遣事業は、子育てのしやすいまちとしての機運醸成のためにも、今後も継続実施すべき事業と考える。
117	2	1	1	助産施設入所委託事業の推進	出産費用に困窮する妊婦を助産施設に入所させ、安心して出産に臨めるよう環境を整え、母子の健康の維持に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	令和5年度は対象者はおらず、入院助産は未実施となった。	今後も、入所前の相談、ヒアリングを密に行い、適切な事業の実施に努めていく。	①継続実施	必要とする世帯が利用につながるよう、関係部署と連携を図り、適切に実施していく
119	2	1	2	受験生チャレンジ支援貸付事業の推進	塾代及び受験料の捻出が困難な低所得世帯の中学3年生・高校3年生等受験生の子どもがいる保護者等を対象に、都が資金を貸し付け、市が相談受付をすることにより、低所得世帯の子どもを支援します。	福祉総務課			A:計画を上回って達成	R5年度 （1）学習塾等受験料貸付件数 中学3年生　32件 高校3年生　16件 （2）受験料貸付件数 中学3年生　32件 高校3年生　23件 （3）貸付決定世帯に配布図書カード 中学3年生　34件 高校3年生　23件	来所できない方への配慮として郵送での対応も受けている。R4年度より所得要件が広がったことにより対応も多様化している。東京都に確認をしながら、できる範囲でスムーズに手続きを進めていくことが課題。	①継続実施	東京都が定めた年度ごとの要綱、要件に基づいて、より効果的な実績や市民サービスをあげられるよう、運用の工夫、改善に努めていく。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
120	2	1	2	生活保護世帯のための被保護者自立促進事業の実施	生活保護を受けている世帯等の子どもを対象に、次世代育成支援として、学習塾受講料等の支給をします。	福祉総務課			B:計画通りの成果	生活保護を受けている世帯の子どもを対象に学習塾受講料等を支給して学習の機会を増やした。	毎年度、本事業を利用して学習塾に通う子どもが固定化されていることから、利用拡充を図る。	①継続実施	既存の利用者には引き続き利用してもらうとともに、新規利用の拡充を目指す。また、本事業を利用出来る学習塾を増やしていくことでニーズに答えていく。
121	2	1	2	生活保護世帯のための健全育成事業の実施	生活保護を受けている世帯の子どもを対象に、学童服・運動衣購入費や修学旅行参加支度金を支給します。	福祉総務課			B:計画通りの成果	生活保護を受けている世帯の子どもを対象に、学童服・運動衣購入費や修学旅行参加支度金を支給した。	福祉だよりや訪問を通じて、支給出来る費目を周知徹底する。	①継続実施	今後も需要に応じて都度支給していくことで、健やかな生活、学校活動を送れるようにする。
122	2	1	2	児童手当の充実	生活の安定や子どもの健やかな成長のため、父母その他の保護者など児童を養育している方に児童手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	引き続き必要な世帯に支給し、児童の福祉の増進に努められた。	法定事務であるため市に裁量がない	①継続実施	法定事務であるため
123	2	1	2	児童育成手当支給事業の継続【再掲】	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいを有する児童の家庭等、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	引き続き必要な世帯に支給し、児童の福祉の増進に努められた。	都の要綱に基づく事務であるため市に裁量がない	①継続実施	都要綱事務であるため
124	2	1	2	乳幼児・就学児への医療費助成の充実	乳幼児・就学児の健やかな成長と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成の充実・推進に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	市独自事業として以下を実施しており、26市の中でもサービス水準が高い。 ・都が定める所得制限を超える場合は市単独助成。 ・入院時の食事療養標準負担額を助成。	市独自事業については市民ニーズ、他市の動向、市の財政状況等を勘案して今後の方向性を検討していく必要がある。	①継続実施	乳幼児・就学児の健やかな成長と、保護者の経済的負担の軽減を図るため市独自事業を継続していく必要があるため
125	2	1	2	ひとり親家庭医療費助成事業の充実【再掲】	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による治療を受けた場合の医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	市独自事業として以下を実施しており、26市の中でもサービス水準が高い。 ・養育費の算入により都が定める所得制限を超える場合は市単独助成。 ・入院に係る保険診療の自己負担分及び食事療養標準負担額を助成。	市独自事業については市民ニーズ、他市の動向、市の財政状況等を勘案して今後の方向性を検討していく必要がある。	①継続実施	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため市独自事業を継続していく必要があるため
126	2	1	2	妊婦健康診査費用助成の推進【再掲】	母子健康手帳交付時に産科の14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。また、35歳以上の方には、超音波検査費用の一部助成を実施します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	・令和5年度より超音波検査の助成回数を4回に拡充した。 ・令和5年度より多胎妊婦の方への追加の健康診査費用助成を開始した。	受診券の枚数等については必要十分であると考えられるため、今後は周辺施策の整備に努める必要がある。	①継続実施	受診券の枚数等については必要十分であると考えられるため。
127	2	1	2	予防接種事業の推進【再掲】	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るため、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りながら、受診しやすい環境整備に努めます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	≪令和5年度実績（抜粋）≫ 〈予防接種法にもとづく定期接種〉 ・麻しん風しん（第Ⅰ期）426人 ・BCG412人　・小児の肺炎球菌412人　・子宮頸がん296人 〈任意接種〉 ・子どものインフルエンザ予防接種費用助成2,524人	HPVキャッチアップ接種が令和6年度で終了する予定であることから、対象者への積極的な勧奨を行う必要がある。	①継続実施	今後も適切な周知・勧奨を行っていく。
128	2	1	2	認証保育所制度への助成	認可保育園に今後移行する予定の認証保育所に対して保育料を軽減するための運営費補助を行います。	保育幼児教育推進課			B:計画通りの成果	平成31年4月に認証保育所1園が認可認可保育に移行し、国立市内において認証保育所はすべて認可保育所に移行した。		④事業終了	認証保育所はすべて認可保育所に移行したことのよる。
129	2	1	2	しょうがい児保育の充実【再掲】	しょうがい児の保育所、幼稚園、学童保育所の受け入れ体制を整備します。	児童青少年課			B:計画通りの成果	・令和4年度矢川プラスにおいて9月～1月にかけ障害児保育研修を実施した。 修了者20人 ・令和5年度、職員の加配により94人の受け入れを行った。	保育士不足や受け入れ環境が整わないため、希望の保育園に入園できない場合がある。	②事業拡大	しょうがいや食物アレルギーにより個別の支援が必要とされるケースが増えている。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
130	2	1	2	私立幼稚園等園児の保護者補助金の拡充	幼稚園の保護者に対して教育費用の負担を軽減するため補助を行います。	保育幼児教育推進課			A:計画を上回って達成	・幼児教育推進補助金については、令和4年度より、第1子の補助額を200円増額し、第2子以降の補助額と差がないよう一律3,500円を支給することとした。 ・令和5年度から入園料補助を2万円から3万円に増額した。	幼稚園では、入園料、学用品費用などの諸経費がかかるため、依然として保護者に多くの費用が生じている。	①継続実施	市の財政状況を勘案しながら保護者負担の軽減策を検討していく。
131	2	1	2	私立幼稚園運営助成金の充実	幼稚園運営費による負担を軽減し、よりよい教育を行うことができるように、園に対して補助を行います。	保育幼児教育推進課			C:一部達成	在園児数やしょうがい児の受入れ人数に応じて補助金を交付する。 ・運営費補助金 3,321,600円 ・災害共済掛け金補助 235,060円 ・特別支援教育事業費補助 675,000円	特別支援教育事業費補助については、保育所で配慮が必要な児童を受け入れた場合の単価と比較すると単価が低い。	②事業拡大	・引き続き幼稚園の運営及び教育の充実を図るため補助を継続していく。 ・幼稚園での特別支援教育の充実を図るため補助の充実を検討する。
132	2	1	2	保護者の教育費の負担軽減	移動教室費用補助等、児童生徒の保護者の教育費負担軽減を継続します。	教育総務課			B:計画通りの成果	移動教室、修学旅行などに参加した全児童・生徒の保護者に対し、補助金を交付しました。令和5年度1,950名分7,255,202円を支給。	-	①継続実施	
133	2	1	2	就学援助事業の実施	要保護及び準要保護の児童生徒への援助費の支給を継続します。	教育総務課			B:計画通りの成果	要保護及び準要保護の児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを支給しました。令和5年度569名に対し、50,213,803円を支給。	-	①継続実施	
134	2	1	2	幼児2人同乗用自転車リサイクルインフォメーション事業の実施	一般の家庭で不用となった幼児2人同乗用自転車（電動アシスト機能を有するものを含む。）の再利用を、希望する市民に対して市があっせんすることにより、資源の循環を図り、子育て世代の経済的負担を軽減します。	子育て支援課			C:一部達成	成立実績が少ないこと（令和5年度は1件成立）、他に代替手段があること等から、令和5年度末で事業を廃止した。	提供したい声が上がってこないこと、他に代替手段（リサイクルショップやインターネットオークション等）があること。	④事業終了	提供したい声が上がってこないこと、他に代替手段があること等から、令和5年度末で事業を廃止した。（ごみ減量課のリサイクル・インフォメーション事業へ移行）
136	2	2	1	子育て相談事業の充実	18歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所及び関係機関などと連携し、専門的な対応を行います。	子育て支援課			B:計画通りの成果	電話やメール、来所や訪問など相談者のニーズに合わせ、相談内容によっては他の専門機関と連携をとりながら対応している。	時間外、平日以外の受付体制	①継続実施	児童や保護者の状況に応じて様々な形で相談を受ける必要があるため。
137	2	2	1	子育て相談担当者研修事業の充実	相談内容が複雑・多岐にわたることや、疾病等の困難を併せもつ保護者からの相談も増えていることから、常に相談員の資質の向上を図るとともに、スーパーバイズを行います。	子育て支援課			B:計画通りの成果	専門家を招き、困難事例のケース検討を中心に、相談担当職員の資質向上を図っている。	発達に課題を抱える児童や保護者の対応のほか、ヤングケアラー、ダブルケア等様々な困難ケースの対応を求められている。	①継続実施	様々な困難ケースへの対応力の向上が求められているため。
138	2	2	1	親と子の健康教育事業の推進【再掲】	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や乳幼児の健康増進のため、両親学級にて専門職（歯科医師・保健師・助産師・栄養士）が妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	健康的なマタニティライフを送るための必要な学習の場となっている。妊娠期からの仲間作りにも貢献している。	参加できない方にも知ってもらう手段があるよう、リーフレットや他の関連事業、相談先の周知などの充実を図る。	①継続実施	他の関連事業の充実により補っていく。
139	2	2	1	育児パンフレットによる支援の充実【再掲】	妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育てを始める親や始めた親へ、育児に関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンフレットによる情報提供を行います。両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アドバイスのパンフレットを配付します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	子育て情報の総合冊子として2022・2023年度版の子育てサポートブックを発行した。	より有用な冊子となるよう、改定ごとに情報を精査し編集をしていく。	①継続実施	今後もサポートブックのの情報の充実を図り、関係機関での広い配布をし、周知を広めていく。
140	2	2	1	先輩ママパパによる子育て支援の推進	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加したり、事業そのものの企画・運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創出を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	ここすきひろばにおいて、ちょっと先輩のママたちのグループを作り、その主体性を尊重しながら活動を支援している。（令和5年度末ピアママ登録者13人）	ピアママの人数や活動の確保。	①継続実施	先輩ママによる支援活動が、子育て中の保護者の不安感、負担感、孤立感の解消につながるため。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
141	2	2	1	子育てひろば事業の充実（地域子育て支援拠点事業）　★	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業（子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場）の充実を図ります。	子育て支援課	児童青少年課		B：計画通りの成果	令和5年度より、子ども家庭支援センターの子育てひろばを矢川プラスに移行した（ここすきひろば）。	地域で安心して、子どもを遊ばせることができ、また相互交流や情報交換等ができる場の確保が求められている。	②事業拡大	令和7年度中に、国立駅南口に子育て・子育ち支援施設を開設予定である。
142	2	2	1	親子グループへの育成支援	乳児健診時の呼びかけで生まれた、親子グループ（月齢グループ）の活動に対する育成・支援を行います。	子育て支援課			B：計画通りの成果	ここすきひろばにおいて、乳児健診時の呼びかけで、同月齢の親子グループの活動に対する育成・支援を行った。（令和5年度11回開催、99組参加）	月ごとに参加者数にばらつきがある。	①継続実施	同月齢の子をもつ保護者をつなぐことで、孤立した親子をなくすことにつながるため。
143	2	2	1	地域子育てサークルの育成事業の推進	市内で個々に活動している子育てサークルを把握し、子育て中の保護者たちのため、運営の相談、情報交換・交流の機会の提供など、サークルのネットワーク化を図り、育成を推進します。	子育て支援課			B：計画通りの成果	ここすきひろばにおいて、地域で自主的に活動している地域グループに対して情報発信等の支援を行った。（地域の福祉館や防災センター等）	地域にってグループ活動にばらつきがある。	①継続実施	同地域の保護者をつなぐことで、孤立した親子をなくすことにつながるため。
144	2	2	1	子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進【再掲】	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。	児童青少年課			A：計画を上回って達成	子育て世帯向けの機能を有した矢川プラスは想定を超える利用者を迎えている。	施設により利用者が集中している	①継続実施	ニーズに合わせてひきつづき整備が必要となる
145	2	2	1	読み聞かせによる親子のきずなの形成と豊かなこころと創造力の育成	保健センターでの3～4か月健診時に保護者と赤ちゃんに絵本の読み聞かせと、絵本を贈るブックスタート事業を行っています。読み聞かせは、子どものこころ・創造力を育むとともに言語能力を高め、人間関係を豊かにするため、本事業により親子で触れ合う喜びと子育ての楽しさを知ることで親子のきずなを強くします。また、本事業の他にも、中央図書館、分室やその他の子育て施設で乳幼児家庭を対象とした読み聞かせを推進します。	くにたち中央図書館			B：計画通りの成果	・毎年、ブックスタート事業を行っている（令和5年度実績：391冊配布）。 ・乳幼児家庭向けの読み聞かせも、定期的に行っている。 ・矢川プラスここすきひろばにて、令和5年度から絵本の読み聞かせを開始 ・学童カンガルー広場での絵本の読み聞かせについて、感染症拡大防止のため中止としていたが、令和5年度から再開した。	・イベント広報・周知の徹底	①継続実施	・乳幼児家庭向けへのイベントは継続して行う。
146	2	2	2	子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすいよう内容等の工夫を図ります。	子育て支援課			B：計画通りの成果	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座を実施した。（ここすきひろば：抱っこひもミニ講座、安全ミニ講座、栄養士ミニ講座、パパ講座等、つちのこひろば：離乳・幼児職講座、歯育て講座等）	子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすいよう内容等の工夫を図る必要がある。	①継続実施	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝え、子育ての不安や悩みを軽減する必要があるため。
147	2	2	2	親の子育て力を高める事業の充実	子育てについて不安や悩みを抱えた保護者が、お互いの気持ちや考えを伝え合うことで、自分の気持ちに気づいたり、共感することで「孤育て」の予防と「親力」を高める働きかけを行います。	子育て支援課			B：計画通りの成果	子ども家庭支援センターにおいてはCARE、ママリラを、ここすきひろばにおいては助産師相談、臨床心理士相談、ふたご交流会等、ここすきひろばにおいては、発達おしゃべり会、ふたご・みつごタイム等を実施した。	子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすいよう内容等の工夫を図る必要がある。	①継続実施	子育てについて不安や悩みを抱えた保護者が、お互いの気持ちや考えを伝え合うことで、自分の気持ちに気づいたり、共感することで「孤育て」の予防と「親力」を高めることにつながるため。
148	2	2	2	思春期を迎える子どもをもつ保護者向け講座の充実	思春期の子どものこころと体の変化を理解し、子どもとのコミュニケーション方法など、思春期を迎える前に知っておくと参考になる子育てのコツやヒントが学べる講座を実施します。また、思春期の子どもをもつ母親の勉強会などの開催を検討します。	子育て支援課			C：一部達成	保護者に対して関係機関主催の講座の紹介等は行ったが、主催講座は実施しなかった。	講座を主催するための知見や職員体制の構築。	①継続実施	思春期の子どもをもつ保護者の不安解消や子供どもとの接し方の力の向上を図る必要があるため。
149	2	2	2	親子の多様な学びへの支援	家庭の教育力向上や家庭におけるしつけや子どもに対する保護者の関わり方などを学ぶ機会や情報の提供を目的に、PTAや地区育成会が主催する「家庭教育学習会」への補助金交付を行い、事業を支援します。	児童青少年課			B：計画通りの成果	地域での子育て・子育ちにつながる家庭教育学習会を促進することを目的とした、児童及び青少年の家庭教育に関する学習会を実施する場合において講師謝礼の助成を行う事業。計画期間は毎年1～2件の申請があり補助金を交付した。		①継続実施	

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
150	2	2	2	両親学級の開催【再掲】	妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て方など育児に関する知識の普及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の健康づくりへの意識を高める働きかけを行います。	子育て支援課			B:計画通りの成果	土曜開催の日程を設けることで、パートナーの参加も多く、親性育成の場となっている。また、親の健康づくりへの啓発を実施し、出産や育児に関する地域の相談先や場所の把握にもつながっている。	参加できない方にも知ってもらう手段があるよう、リーフレットや他の関連事業、相談先の周知などの充実を図る。	①継続実施	他の関連事業の充実により補っていく。
151	2	2	2	こんにちは赤ちゃん事業の実施 ★【再掲】	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	母子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、必要な助言・指導、サービスの提供につながっている。 ほぼ全数把握ができている状況であり、未実施の場合でも、長期里帰り出産や疾患のある児であり、乳児健診等で把握できている。	現在は全数把握できているが、継続して把握できるように努めていく。	①継続実施	生まれてから早い段階での、母子の心身の状況や養育環境の把握が欠かせないため、継続して実施。
152	2	2	2	子育て教室の開催【再掲】	毎月1回離乳食教室（初期対象）と離乳食フェア（中期から完了期対象）を実施します。また、おおむね12か月～1歳4か月児の保護者を対象に「1歳がわかる教室」を開催していましたが、今後はより多くの方に参加していただくために、保育園・幼稚園で展開していきます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	コロナをきっかけに子育て教室を一部縮小し、1歳のための教室は令和元年度1月以降は実施なし。 離乳食教室や離乳食フェアもコロナで一部事業を縮小していたが、緩和し試食も再開。 離乳食教室（令和5年度実績）167組	1歳児前後の教室は実施なしとなったが、個別フォローが必要なご家庭には個別の電話かけ等で状況の把握や相談の機会を設けた。	①継続実施	離乳食教室や離乳食フェアは継続して実施し、栄養に関する正しい知識の普及に努める。
153	2	2	2	母子保健相談事業の推進【再掲】	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児相談」を毎月開催します。専門職（保健師・助産師・栄養士）が生活習慣の確立や育児方法、離乳食などの相談や助言、情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健康相談」を実施します。また、電話にて随時相談を受け付けます。	子育て支援課			B:計画通りの成果	各事業を通して専門職による相談を随時実施、必要な助言・指導を行うことにより、育児の不安感・負担感の軽減に努めている。	健診などで相談が必要な人などを、当事業に適切につなぐことが、継続して必要である。	①継続実施	相談を活用しやすい仕組みづくり、周知など、継続して取り組む。
154	2	2	2	わくわく塾くにたちの利用促進	市職員による出前講座「わくわく塾くにたち」を、未就学児の保護者や、小中学生の子どもとその保護者が気軽に利用できるメニューを提供できるよう努めます。	生涯学習課			B:計画通りの成果	わくわく塾くにたちにおいて、子育て講座や児童館の利用方法、学校給食等の子どもとその保護者が利用しやすいメニューを設置している。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度は実施回数が少なかった。	①継続実施	引き続き、子どもとその保護者の利用しやすいメニューを含め、多様な講座内容となるよう努めていく。
155	2	2	2	家庭の教育力向上のための支援の充実	第20期国立市社会教育委員の会から答申「家庭教育支援の充実について」が提出されたことを受け、家庭教育支援の充実につながる事業を検討し、実施します。	生涯学習課			B:計画通りの成果	平成27年度より家庭教育講座を年1回実施し、家庭教育に関する学びの機会を設けた。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、平成31年度家庭教育講座は中止とした。	①継続実施	引き続き、家庭教育に関する学びの機会を設けていく。
156	2	2	2	親子で共有の時間をもつ事業の推進【再掲】	親と子が、他の親子と関わることで共に学び成長していくことを目的とし、年間を通じて、未就学児から小学校低学年の子どもとその保護者を対象に、様々なプログラムを実施していきます。実施にあたっては、学校やNPO法人等の民間団体と事業連携を図っていきます。	公民館			B:計画通りの成果	家ではできない規模で遊ぶ時間を、親子で共有する講座を年6回実施。NPO法人東京学芸大子ども未来研究所や桐朋中学・高等学校との共同で開催している。令和5年度は延べ121組の親子が参加した。講座の評価も非常に好評で、毎回定員を超える応募をいただいている。	毎回応募が定員を超えており、可能な限り多く参加できる運用の検討が必要。また、矢川プラスなどの市内の子ども向け施設との連携を行い、公民館を普段利用していない層にも働きかける必要がある。	①継続実施	親子で遊ぶ時間を共有するだけでなく、他の親子と関わること、異年齢の子ども同士が一緒に作業する経験等、多くの学びの場となっており、継続の必要性がある。
158	3	1	1	子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	庁内連絡会（就労支援連絡会）を活用して他部署と連携するとともに、商工会や商店会を通じて労働法規等の情報提供を行います。また、子育て世代向けの就労支援セミナーを開催します。	まちの振興課			E:事業内容を変更して取り組んだ	東京しごと財団と連携し、無料託児サービス付きのセミナーや個別相談会を実施した。 また、東京都労働相談情報センター多摩事務所と連携し、使用者向け労働法規等に関するセミナーを実施した。	東京しごと財団や東京都労働相談情報センター等の労働関係の機関との連携を図った。	①継続実施	ノウハウのある東京しごと財団や東京都労働相談情報センターと連携することで専門的な情報提供を行うことができるため。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果（数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
159	3	1	1	男性のワーク・ライフ・バランスを考える学習機会の充実	男性のワーク・ライフ・バランスを考えることを目的に、仕事や育児・介護などの生活全般を見直すための学習会や講座を実施します。	公民館			C：一部達成	「ジェンダー・ステレオタイプ（社会に浸透しているジェンダーに基づく固定観念や思いこみ・偏見）」をテーマとしたジェンダー講座を実施。グループワークも行い、男性、女性それぞれの生きづらさなどについて気づき、理解を深めた。	女性に比べ男性の参加者が少ないので、より多くの男性が参加しやすい講座内容の精査や周知方法の工夫が必要。	①継続実施	根強く残る性別役割は女性の生きづらさだけでなく、男性の生きづらさも生んでいる。誰もが生きやすい世の中にするために継続的な学びが必要なため。
160	3	1	1	男性の育児・家事参加の支援	父子（祖父子）を対象に「男性の料理教室」を実施し、父親の育児・家事参加意識の醸成と子どもとのきずなを深める機会づくりを進めます。	公民館			C：一部達成	親子を対象とした男性の料理	年間2回程度の実施に留まっている。参加者を広げることが課題。	①継続実施	男性の育児・家事参加への効果が認められるため。
161	3	1	1	子育て中の女性の社会・地域活動参加への支援	女性のライフデザインを考える保育付の講座や、年間を通した自主的な学習活動に保育を提供し、子育て中の女性の社会・地域参加を継続して支援します。	公民館			B：計画通りの成果	令和5年度は例年の女性講座、メンタルヘルス講座に加え、新規で子育て短歌入門講座を実施。いずれの講座も保育付き講座とし、子育て期の女性の学びや地域における仲間づくりを支援した。	より多くの子育て中の方の参加を得るための周知方法の検討が必要。	①継続実施	子育て期にこそ学びは大切であり、地域において悩み等を共有できる仲間が必要なため。
162	3	1	1	少子高齢化社会における「ダブルケア」への取組みの検討	少子化と高齢化が同時進行する中で、これまでの仕事と子育ての両立だけではなく、仕事に子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケア）の増加が予測され、これまでの子育て支援や高齢者支援だけでなく、見直しも含めた新たな対策が必要になります。現状の各支援策を充実させるとともに、関係各課による子育て・介護を合わせた包括支援策の検討を進めます。	高齢者支援課	子育て支援課	児童青少年課	B：計画通りの成果	子育てと親の介護を同時にしなければならないことで、子どもの養育に影響のあるような家庭については、関係機関と連携を取りながら、相談支援を行った。	ダブルケアのほか、ヤングケアラーや発達に課題を抱える児童や保護者の対応など、相談支援業務が多様化している。	①継続実施	様々な困難ケースへの対応力の向上が求められているため。
163	3	1	1	一時保育の充実【再掲】★	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課			B：計画通りの成果	保育所での未就学児（満1歳以上）の一時預かり事業に対する補助事業を実施した。令和5年度は2園で実施、一日利用2,404人、半日利用462人であった。	制度の周知、アレルギーや発達特性のある児童の対応等。	①継続実施	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かる事業は必要な事業であるため。
164	3	1	1	ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】★	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課			B：計画通りの成果	市民同士（登録した利用会員及び支援会員）の、満2か月から小学校修了までの児童についての預かり等の事業を実施。令和5年度末で利用会員1,245人、支援会員235人、活動延件数2,560件であった。	制度の周知及び支援会員の確保。	①継続実施	市民同士の助け合いの制度であるファミリーサポートセンター事業は、子育てのしやすいまちとしての機運醸成のためにも、今後も継続実施すべき事業と考える。
165	3	1	1	保育所入所枠の拡大	保育の量的拡大・確保を図り、待機児問題を解消するため、保育所を新規に整備するとともに、定員の弾力化や定員の見直しを行っていきます。	保育幼児教育推進課			B：計画通りの成果	平成30年4月 　国立たいよう保育園開設 平成31年4月 　国立クムクム保育園開設 令和元年8月 　国立ひまわり保育園開設 令和2年4月 　国立富士見台団地　風の子開設	新規園の開設、認証保育園の認可化等により、令和6年4月には1,686人にまで拡充された。これに伴い、平成29年4月に100人を超えていた待機児童数は、令和6年4月には16人まで減少している。一方、新規保育申込者数は、未就学児の減少に伴い定員割れが発生するなど課題が生じている。	③事業縮小	・待機児童対策がおおむね完了している。
166	3	1	1	病児・病後児保育の充実　★	病気等の理由で乳幼児を保育園で預かることができないときに、一時的に病児・病後児保育施設で預かることで保護者の就労を支援します。また、利便性の確保から2か所目の設置を検討していきます。	保育幼児教育推進課			B：計画通りの成果	令和3年度より国立市、国分寺市、府中市共同で都立小児総合医療センター内に新規施設（くるみ）を開設した。（定員1日2名）	「くるみ」では、他市と比べて利用人数が少なく、十分に周知されていないことも考えられるため、利用者を増やすための方法について検討が必要	①継続実施	・ニーズを見極めながら、病児保育室「つくしんぼ」と病後児保育室「くるみ」の施設の定員を維持していく。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
167	3	1	1	子育て各種講座の充実【再掲】	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者が、より参加しやすいよう内容等の工夫を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座を実施した。（ここすきひろば：抱っこひもミニ講座、安全ミニ講座、栄養士ミニ講座、パパ講座等、つちのこひろば：離乳・幼児職講座、歯育て講座等）	子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすいよう内容等の工夫を図る必要がある。	①継続実施	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝え、子育ての不安や悩みを軽減する必要があるため。
168	3	1	1	家庭的保育事業（家庭福祉員）の推進	0歳児から2歳児の子どもに対し、小規模できめ細やかな家庭的保育を提供します。	保育幼児教育推進課			B:計画通りの成果	子ども子育て支援制度に移行後から、定員9名を維持している。 令和6年3月31日 　ひよこママルーム閉所 令和6年4月1日 　バンビ開所	地域型保育事業は0～2歳児までの年限付き保育所であるため、3歳児以降の進級先については、利用する保護者が不安に感じやすい点がある。	①継続実施	・待機児童が0～2歳児クラスであることから、待機児童解消策としても意義があり事業を継続していく。 ・入所選考において40点加点する措置を設け適切に入園先を確保する。
169	3	1	1	「放課後子ども総合プラン」の推進【再掲】★	すべての小学校就学児童が、放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を通して自主性や社会性を身に付けられるよう、学童保育所と放課後子ども教室を一体的に整備していきます。	児童青少年課			B:計画通りの成果	再掲			
170	3	1	1	学童保育所運営の充実【再掲】	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるプログラムづくりに努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づく4～6年生の受入れのために、事業内容の見直しを進めます。	児童青少年課			B:計画通りの成果	4～6年生を受け入れるとともに、令和5年度現在も要件を満たす入所希望者の全員入所を継続している。		①継続実施	引き続き保護者のニーズに合わせて整備を進めていく。
171	3	1	1	学童保育所の延長保育の実施【再掲】	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等がしやすい環境づくりを整える必要があることから、延長保育を実施しています。ただし、保護者の就労形態は多様化し、また通勤時間も増加していることから、さらなる延長等についても議論していきます。	児童青少年課			B:計画通りの成果	R2年度より学校休業日に朝延長8：00～受け入れ開始	さらなる延長拡大は、ニーズを踏まえ検討する。	①継続実施	
172	3	1	1	子育てしやすい職場環境づくり	子育て中の市職員が、仕事と両立しやすい職場環境をつくるため、コミュニケーションを図り、悩みを相談できる窓口を設置します。また、公私のバランスが図れるよう休暇の取得推進や、超過勤務の縮減に努めます。	職員課			B:計画通りの成果	産休・育休対象の職員に対し、休暇や手当等の説明を行い丁寧に行うとともに、ラインによる連絡調整や復帰前の説明会など、安心して休暇取得ができる他、産育休取得・復帰支援シートを整備し所属長との面談やコミュニケーションを促進することで復帰しやすい環境を整えている。また令和4年度より会計年度任用職員にも病気休暇（不妊治療）、出産支援休暇、育児参加休暇を拡充し、産前・産後休暇についても有給休暇とするなど、職員全体として仕事と子育てを両立する支援をしてる。ワークライフバランスデーの実施や長時間労働を行った職員の保健師との面談等の実施により、超過勤務の縮減に努めている。悩みを相談できる窓口については、メンタルヘルス相談事業及びベネフィット・ステーションの子育てサービスにおいて対応している。	休暇の取得方法についてより取得しやすい方法や周知方法の工夫が必要。	①継続実施	継続実施することで、子育てしやすい環境づくりを推進していけるため。
174	3	1	2	休日保育の検討	年末などに保育を実施することで多様な保育ニーズに応え、保護者の就労を支援します。	保育幼児教育推進課			D:全く達成できず	現在、国立市では休日保育を実施している施設はない	休日保育を実施している施設がないため、ニーズの把握や運用の検討が必要である。	②事業拡大	「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を活用し、保護者のニーズを踏まえ検討する。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
175	3	1	2	一時保育の充実【再掲】★	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課			B：計画通りの成果	保育所での未就学児（満1歳以上）の一時預かり事業に対する補助事業を実施した。令和5年度は2園で実施、一日利用2,404人、半日利用462人であった。	制度の周知、アレルギーや発達特性のある児童の対応等。	①継続実施	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かる事業は必要な事業であるため。
176	3	1	2	ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】★	育児の支援をしたい方（支援会員）と育児の支援を希望する方（利用会員）が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課			B：計画通りの成果	市民同士（登録した利用会員及び支援会員）の、満2か月から小学校修了までの児童についての預かり等の事業を実施。令和5年度末で利用会員1,245人、支援会員235人、活動延件数2,560件であった。	制度の周知及び支援会員の確保。	①継続実施	市民同士の助け合いの制度であるファミリーサポートセンター事業は、子育てのしやすいまちとしての機運醸成のためにも、今後も継続実施すべき事業と考える。
177	3	1	2	放課後子ども教室の充実【再掲】	小学校の施設を活用し、保護者や地域の協力を得ながら、大人の見守りのある安全で安心な子どもの居場所を提供します。子どもがいきいきと放課後の時間を過ごせるよう、市立小学校全校で実施している「ほうかごキッズ」の実施日数やプログラムについて見直し、「放課後の居場所」としての機能を高めます。	児童青少年課			B：計画通りの成果	令和5年度現在では市内8校の全校で週2回「放課後キッズ」を実施している。	天候に合わせた室内外の調整等場所の確保	①継続実施	放課後の安全・安心な居場所の確保のため。
178	3	1	2	研修の体系化と各種研修の推進	保育、教育関係者が幅広い分野で体験や知識の交換、学習を通じて交流を深め、専門性を高めるとともにお互いの資質向上になるよう、各種研修や体験学習の機会の充実に努めます。	職員課			B：計画通りの成果	毎年度近隣市八市合同で「保育士研修」を実施しており、その時代に即したテーマを取り上げ、講演会及びグループワークにて各市で情報交換を行い、専門的知識を高めている。	研修についてはこれまでと同様に実施していく。	①継続実施	継続することで職員の保育に関する知識等の質を担保するため。
180	3	2	1	防犯に配慮したまちづくりの推進	防犯協会、警察との連携による防犯パトロール及び啓発活動を実施します。また、児童の見守り等の防犯活動団体への防犯用品の貸与を推進します。	防災安全課			B：計画通りの成果	・R5年度青色防犯パトロール車でのパトロール（108日間）【国立市防犯協会実施】	国立市防犯協会でパトロールを実施する者が高齢で、青パトの運転者が限られる。	①継続実施	今後も、国立市防犯協会及び立川警察署と連携しながら、安心安全なまちづくりに寄与する。
181	3	2	1	高齢者見守りネットワーク等との連携による子どもの見守りの推進	高齢者見守りネットワークの協力団体などが、各家庭を集配などで訪問の際に、高齢者同様に子どもや家庭の異変を感じたり、市内巡回の際に不審者を目撃したり、危険箇所を発見した場合など連携を図り、地域全体でさりげない見守りシステムを検討します。	高齢者支援課	子育て支援課	児童青少年課	B：計画通りの成果	高齢者見守りネットワークの協力団体などが、高齢者だけでなく、子どもも含む対象に対して、目配りできるよう周知を行っている。見守りネットワーク会議2回/年実施。	潜在的ニーズの把握	①継続実施	周知は行っているものの子ども関連の情報は入らないため
182	3	2	1	子どもの登下校時の見守りの強化	市内公立学校関係者によるパトロール、朝の登校指導を実施するとともに、自治会や防犯協会など、市民と連携して、取組みの拡充を図ります。また、下校時に、子どもの見守りをお願いするメッセージを流すとともに、ボランティア保険に加入し、地域の見守りを促していきます。さらに、緊急時に子どもが逃げ込める民家や店舗を確保し、その周知に努めます。	教育総務課	児童青少年課		B：計画通りの成果	地域の見守りを支援するため、ボランティア保険への加入や、腕章などの配布を行っています。また、地域の見守りを活性化させるため、例年、11月に学校、保護者、地域住民、警察が一同に会し、通学路の見守りに関する情報交換を行う会を行っています。また、平成28年10月より、地域の見守りを補完するため、通学路への安心安全カメラ設置を行いました。令和5年度には新たに「通学路見守り事例発表会」を5月に開催しました。今後もこのような会を継続して開催して参ります。	通学路見守りに従事するボランティア等の確保	①継続実施	通学路見守り活動をしていただいているボランティアの高齢化による担い手が縮小しているため。
183	3	2	1	危険を予測し回避する交通安全教育の推進	子ども自身の危険を予測し回避する能力の向上と、発達段階に応じた地域社会の安全に貢献するために、各校で年間の指導計画を作成し交通安全教育を推進します。特に、家庭教育との関連を図り、日常生活での交通安全意識を高めます。	教育指導支援課			B：計画通りの成果	重大な交通事故は発生していない。	自転車の乗り方については継続して指導していく必要がある。	①継続実施	今、計画されていることを着実に実施していく。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
184	3	2	1	通学路、通園路の安全確保	子どもたちもドライバーもお互いの存在を早く確認できるように、住宅地の歩道のない道路や狭い道路、特に通学路の交差点部分に、緑化による低い生垣を設けてもらうPR活動を行います。また、緑化の推進や景観の創出に役立つことから、市民の協力を得ながら緑化による安全確保を推進します。	環境政策課			B:計画通りの成果	引き続き安全緑化の観点から、生垣助成制度のPRを行っており、H30年以降、本助成制度に基づき全長90mの生垣が設置された。	引き続き市内緑化の推進や歩行者の安全確保を図るため、本生垣助成制度を活用していく。	①継続実施	引き続き市内緑化の推進や歩行者の安全確保を図る必要があると考えるため。
185	3	2	1	交通安全推進事業の促進	交通安全対策の総合的な計画を策定し、交通安全の推進を図ることで、高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者の交通事故を減らします。また、計画に基づき、市民の交通安全活動参加の促進や歩行者にとって歩きやすい道路環境整備の推進、さらに、小学校や中学校を対象とした交通安全教育の継続とともに、一般を対象とした交通安全の啓発活動を実施します。	道路交通課			B:計画通りの成果	・平成30年に247件あった市内の人身交通事故は令和5年に194件まで減少した。 ・さくら通りや都市計画道路3・4・10号線等の整備を行った。	・関係機関等との連携・協力が欠かせず、引き続き連携して対応していく。	①継続実施	引き続き、関係部署や関係機関等とも連携を行い、交通安全対策を進める。
186	3	2	1	薬物・タバコの害に対する正しい知識の普及	都薬物乱用防止推進国立地区協議会を通じ、都主催の中学生を対象とした薬物乱用防止「標語・ポスター」の募集、選考、表彰や、小中学生を対象に薬物乱用防止のための授業に組み込む等、普及啓発活動を行っていきます。	健康まちづくり戦略室			C:一部達成	・市立中学校の生徒を対象に、薬物乱用防止ポスター・標語を毎年度募集し、優秀作品を表彰。 ＜令和5年度応募数＞ ポスター28点、標語307点 ・市民まつり等のイベントにおける普及啓発も実施。	計画上に掲げた取組の内、薬物乱用防止のための授業については市の取組として実現に至っていなかった。	②事業拡大	令和6年度より市立小中学校において、東京都薬物乱用防止推進国立地区協議会による薬物乱用防止プログラム授業を実施し、さらなる啓発を図っていくこととしている。
187	3	2	1	安心・安全で豊かな消費生活を営むための消費者教育	学校教育においては、社会科、家庭科、生活科、特別活動などの教科・領域の学習で実施されており、今後、実生活との結びつきを一層図っていきます。	教育指導支援課			B:計画通りの成果	各教科等において、学習内容に応じて推進している。	18歳が成人となったことで、中学生の消費者教育の充実が求められている。	①継続実施	関係機関の協力も得ながら、消費者教育の充実を図っていく。
189	3	2	2	公園等遊べる施設の整備	公園が子どもが集える身近な遊び場になるよう、また幼児から高齢者までが利用できるよう施設の充実を図ります。また、水辺や緑などの自然に関わることができるルートや城山公園の散策路などの整備を図ります。	環境政策課			B:計画通りの成果	谷保第四公園にインクルーシブ遊具を設置したほか、谷保第三公園や矢川上公園等に健康器具を設置し、あらゆる世代やしょうがいを持った方も利用できる公園整備を推進した。また、水辺や緑と触れ合える環境として、ママ下湧水公園や城山公園の維持管理を行っている。	引き続き、多くの市民が利用しやすい公園となるよう、適宜遊具の更新、修繕等を実施していく必要がある。	①継続実施	引き続き、多くの市民が利用しやすい公園となるよう、適宜遊具の更新、修繕等を実施していく必要があると考えるため。
190	3	2	2	赤ちゃん・ふらっと事業の推進	東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業」に基づき、市の施設に「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに、都が交付する適合証を表示して、市民にその所在を広く周知します。また、市内の民間事業所への設置を推進します。	子育て支援課			B:計画通りの成果	東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業」に基づき、令和5年度末時点で市内に18か所あり、市HPで周知している。	新たに対象となりうる施設の確保、周知。赤ちゃん・ふらっとということが子育て中の親子にとって外出先の候補となっているかは不明である。	①継続実施	乳幼児を持つ親が安心して外出できる施設の周知が必要であるため。
191	3	2	2	コミュニティバス運行事業の見直し検討	平成15年3月から北ルート、北西中ルートにコミュニティバス「くにっこ」の運行を実施していますが、近年、「くにっこ」の利用者は増加傾向にあります。さらなるサービス向上のため地域公共交通会議において増便・運行時間の延長や、福祉的な交通や試行運行の見直しなどの検討を行います。	道路交通課			C:一部達成	コロナ禍では利用者が減少したものの、現在は徐々に増えてきています。利用者の利便性を考慮し、バス停の新設も予定しています。	・増便や運行時間の延長は、道路状況や運転手不足等も踏まえて考える必要がある。	①継続実施	引き続き、利用者の利便性の向上を目指していきたい。
192	3	2	2	大型自転車駐輪スペース整備事業の検討	これまで幼児2人同乗用自転車（3人乗り自転車）等に関しては、中央線高架下自転車駐輪場のみ駐輪スペースを確保しておりましたが、3人乗り自転車等の普及に伴い、平成29年度には、国立駅南第一自転車駐輪場でもご利用が可能となり、他の自転車駐輪場においても大型自転車が駐輪できるスペースの整備の検討を行います。	道路交通課			B:計画通りの成果	各自転車駐車場にて大型自転車の駐車スペースを整備しており、子ども乗せ自転車が駐車しやすくなっている。特に国立駅南第1自転車駐車場は大型自転車の利用増加が著しく、随時駐車スペースの拡大を行っている。	大型のスペースを拡大すると普通自転車の駐車スペースが縮小するため、全体の利用状況によっては、新規申込者を中央線高架下自転車駐車場等、他の自転車駐車場へ誘導するといったことも必要となる可能性がある。	①継続実施	大型車の利用は日々増加しており、今後も利用状況に応じた駐車空間の整備が必要。
193	3	2	2	幼児2人同乗用自転車リサイクルインフォメーション事業の実施【再掲】	一般の家庭で不用となった幼児2人同乗用自転車（電動アシスト機能を有するものを含む。）の再利用を、希望する市民に対して市があっせんすることにより、資源の循環を図り、子育て世代の経済的負担を軽減します。	子育て支援課			C:一部達成	成立実績が少ないこと（令和5年度は1件成立）、他に代替手段があること等から、令和5年度末で事業を廃止した。	提供したい声が上がってこないこと、他に代替手段（リサイクルショップやインターネットオークション等）があること。	④事業終了	提供したい声が上がってこないこと、他に代替手段があること等から、令和5年度末で事業を廃止した。（ごみ減量課のリサイクル・インフォメーション事業へ移行）

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
194	3	2	2	子どもや子育て家庭による地域の集会施設の利用促進	市民プラザや市内の集会施設等において、子育てサークルによる利用や、地域の子ども会等のイベントでの利用を積極的に促し、活動の場が地域の身近な施設で広がるよう支援します。	まちの振興課			B:計画通りの成果	169件の子育てサークル等の減免を認め、地域集会所の利用を促進した。 （2023/5/28時点）	子育て世帯がよりコミュニティ施設を利用しやすいよう利便性の向上について検討する必要がある。	①継続実施	引き続き子育て関連の団体には使用料の減免を認め、利用を促進していく。
195	3	2	2	市庁舎における子育てバリアフリー環境の充実	男女を問わず子ども連れの市民が来庁しやすい市役所にするため、幼児の遊び場や「赤ちゃん・ふらっと」を設置するなどして施設環境の整備を図るとともに、親切で丁寧な対応を心がけることで、庁舎内の子育てバリアフリーを推進します。	職員課	総務課		B:計画通りの成果	男女を問わず子ども連れの市民が来庁しやすい市役所にするため、幼児の遊び場や「赤ちゃん・ふらっと」を設置するなどして施設環境の整備を図るとともに、親切で丁寧な対応を心がけることで、庁舎内の子育てバリアフリーを推進します。	ニーズに応じて整備を充実していくには、スペース不足等の課題がある。	①継続実施	子育て世帯やひいてはすべての世帯や市民に優しい取り組みになることから
197	3	2	3	市内の高校や大学との地域連携による子育ち支援	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健やかな成長を促します。	地域連携関係部署 （市長室）	地域連携関係部署 （公民館）	地域連携関係部署 （教育指導支援課）	B:計画通りの成果			①継続実施	
198	3	2	3	児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会による取組み	児童委員、児童相談所職員、学校職員及び子ども家庭支援センター等児童福祉関係職員等が集い、地域の児童問題について講演会などを開催し、情報交換及び協議を行い、相互の理解を深めるとともに、関係機関の連携を強化し、児童福祉の向上を図ります。	福祉総務課	子育て支援課	教育指導支援課	B:計画通りの成果	令和2年度及び令和3年度はコロナ感染症拡大の影響により中止となったが、それ以外の年は毎年度実施しているおり、地域の児童問題について情報交換及び協議等を行い相互の理解を深めた。 また、児童問題についての講演会等を行い、情報交換、、相互理解、連携強化を深めた。（令和5年度は「少年の非行」をテーマに講演会及びグループワークを実施した。）	コロナ感染症拡大の影響でコロナ前に実施していたグループワーク等を控えていたが、相互の情報交換を深めるために、今後はグループワークも含めた協議会の開催を検討していく必要がある。	①継続実施	東京都や東京都民生児童委員連絡会から開催依頼があること、および児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関が、地域の児童問題について情報交換及び協議等を行い相互の理解を深める場であるため、継続する必要がある。
199	3	2	3	地域における子どもの居場所づくり事業の拡充	地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付け、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助金を交付していきます。	児童青少年課			A:計画を上回って達成	新型コロナウイルスの流行の影響もあり、経済支援の一環として子ども食堂の整備を拡充して行った。 令和5年度は子ども食堂の事業者8団体、その他の居場所を提供する10団体に補助金を交付している。		①継続実施	
200	3	2	3	地区育成会への支援【再掲】	地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、小学校区ごとに地域の大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材のもつ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かしていきます。	児童青少年課			B:計画通りの成果	令和5年度も市内8地区育成会に活動の補助金を交付したほか、ソフトボール大会や育成会文集のとりまとめの協力を行っている。	育成会委員の高齢化	①継続実施	地域の子どもに寄り添った団体として支援を継続する。
201	3	2	3	地域との連携協力による部活動の充実	部活動の一層の充実を図るため、課外活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導の支援を行います。地域との協力により部活動の活性化を図る体制づくりを検証します。	教育指導支援課			A:計画を上回って達成	中学校において課外活動外部指導者及び部活動指導員配置し、部活動の維持と教員の負担軽減を図っている。	部活動の地域連携について協議を進める必要がある。	②事業拡大	国立市の部活動地域連携の在り方について方向性を定め、実行する。
202	3	2	3	家庭・地域と連携したごみ減量・資源化啓発学習の推進	家庭・地域と連携し、日常生活の中で、子どもたちがごみ減量や資源化を実感する場づくりを進めます。学校においては、社会科、家庭科を中心に、ごみ問題やリサイクルについての学習を進めます。	教育指導支援課			B:計画通りの成果	各教科等において、学習内容に応じて推進している。	SDG’sの学習と関連させて実施していく必要がある。	①継続実施	引き続き関係部署と連携して指導の充実を図る。
203	3	2	3	地域と協力したスポーツ活動の促進	体育協会、くにたち文化・スポーツ振興財団やスポーツを行うクラブ・団体と協力して、市内のスポーツ環境を充実させます。	生涯学習課			B:計画通りの成果	くにたち文化・スポーツ振興財団の自主事業について、補助金を支出して支援を行ったほか、令和4年度からの総合型地域スポーツクラブ「くにたちエール」の設立支援を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、財団主催事業について令和5年度までは一部事業を中止及び縮小して実施した。	①継続実施	市民の運動機会創出のため、引き続き各団体（国立市スポーツ協会、くにたち文化・スポーツ振興財団、くにたちエール）の支援を継続的に実施していく。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
204	3	2	3	イベントを活用したにぎわいによる子育ち・子育て家庭の交流と支援	くにたちさくらフェスティバル、LINKくにたち、くにたち秋の市民まつりは、毎年、多くの団体が参加、出店しています。舞台やパレード、各種の出店といった多くのにぎわいにより、多くの子どもや子育て家庭が地域でふれあい、つながる場所を創出します。	まちの振興課			B:計画通りの成果	さくらフェスティバルやLINKくにたち、市民まつりでは、舞台やパレード、各種の出店といった多くのにぎわいにより、多くの子どもや子育て家庭が地域でふれあい、つながる場所が創出された。	出店内容は参加団体の意向によるものであり、子ども向けの出店が少ない年もありうる。	①継続実施	各種イベントはまちのにぎわい創出に資するため。
205	3	2	3	先輩ママパパによる子育て支援の推進【再掲】	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加したり、事業そのものの企画・運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創出を図ります。	子育て支援課			B:計画通りの成果	ここすきひろばにおいて、ちょっと先輩のママたちのグループを作り、その主体性を尊重しながら活動を支援している。（令和5年度末ピアママ登録者13人）	ピアママの人数や活動の確保。	①継続実施	先輩ママによる支援活動が、子育て中の保護者の不安感、負担感、孤立感の解消につながるため。
206	3	2	3	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業【再掲】	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児（中学生を対象とする予定）が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業（仮称「ぷれジョブ」）として、実施していきます。	しょうがいしゃ支援課			B:計画通りの成果	市長室と共同で、人権月間イベントを市内で開催し、医療的ケア児を子にもつ親の写真展を開催した。	イベントの回数が少ない。	①継続実施	イベントを継続して行い、周知を行う。
207	3	2	3	桜守事業の推進【再掲】	平成12年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復活動を市民ボランティアと行政との協働により実施しています。平成14年度からは市民ボランティアが主体的に、小学生等と一緒になって実施しており、今後も多くの市民や子どもたちと継続的に実施していきます。	環境政策課			B:計画通りの成果	くにたち桜守の活動に対し、肥料づくりの原材料の支給等、物的支援を行ったほか、枯れた桜の植え替え作業を協働して実施した。	子どもたちに対する環境教育の場として重要な役割を果たしているものと考えるが、桜の保全について効果は検証が必要と考える。	①継続実施	効果検証が必要な部分もあるが、参加者からは概ね良好な反応が得られており、環境教育の場として引き続き活用したいと考えるため。
208	3	2	3	地域で育む・深める国際理解の推進【再掲】	国連大学・国連UNHCR協会訪問など地域国際交流団体の支援を受け、小学生から高校生の国際理解の一層の推進を図ります。	まちの振興課			B:計画通りの成果	年1回、大使館訪問を実施し、小学生から高校生を対象とした国際理解の推進を図った。 訪問先によるプログラム内容の難易度により、対象を小・中・高校生とした年度と中・高校生とした年度がある。	ひとつのプログラムに対し、参加対象を小学生から高校生と幅広くした場合、基礎知識や目的等が異なるため、プログラム内容に制限がでてきてしまう。今後は、小学生、中学生、高校生の各々の成長段階にあったプログラム内容を検討する必要があると考える。 訪問先についても、過去の訪問先、大使館訪問以外にも検討していく。	①継続実施	大使館訪問等の異文化体験プログラムの実施は、子ども達が多文化共生を理解する機会となり、その後も理解深める契機となっているため。
209	3	2	3	世代間交流事業の推進【再掲】	地域で活動している団体の協力を得て、伝統や文化を継承する事業を実施し、祖父母世代や親世代と、子どもたちとの世代間交流の充実を図ります。	公民館			B:計画通りの成果	令和5年度は親子で参加できる防災講座を実施。日頃から防災の活動をする地域団体が複数参加し、参加者が地域での活動を知り、相互交流につながる機会となった。参加者数74名。	参加者を一層増やすための周知の工夫や、地域での連携等推進が必要。	①継続実施	こうした機会を継続して設けていくことが地域での多世代の交流につながっていく。
210	3	2	3	多文化共生事業の推進【再掲】	国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支え合い、助け合う関係を築き、広く多文化共生社会につながる講座を実施していきます。また、地域のボランティアの協力を得て、子育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充実を図ります。	公民館			B:計画通りの成果	日本語を母語としない地域住民が、より暮らしやすい生活を送れるように、生活レベルの日本語を習得するための日本語講座を実施。また、講座と合わせて交流事業である「にほんごサロン」の実施や外国人等への様々なサポート、相互理解につながるための日本語教育入門、多文化共生講座を実施。	必要な方に必要な支援ができるよう、周知や他の部署等の施策と連携して推進をしていく必要がある。	①継続実施	継続して実施していくことが、外国人等も日本人もさらに住みやすい地域環境を醸成につながる。
211	3	2	3	図書館ボランティアの育成	絵本の読み聞かせやYA（ヤングアダルト）コーナーを担当するボランティアを育成し、子どもが読書に親しんだり自ら参画する機会を広げます。	くにたち中央図書館			B:計画通りの成果	・絵本の読み聞かせボランティア、ブックスタートボランティアについては、令和5年度に新規募集・研修を行った。	・ボランティアの随時募集を行っていない。	①継続実施	・各ボランティアにおいて、定期的に新規募集と養成講座を実施する。

No.	基本方針	施策目標	施策	取組み	内容	所管課1	所管課2	所管課3	評価	実績・成果 （数量的に把握できる成果もあれば）	課題及び改善点	今後の方向性	今後の方向性の理由
212	3	2	3	市職員による地域活動の参加・社会貢献の推進	安心かつ安全に子どもを育てられる環境づくりのため、地域住民の自主的な防犯活動などの地域活動への市職員の積極的な参加を支援します。	職員課			B：計画通りの成果	職員が自発的に地域活動に参加しやすくするため、休暇等を取得しやすい職場環境づくりを推進するとともに、ボランティア休暇の周知を実施する。	周知等についてより具体的にしていく。	①継続実施	地域活動等に参加することで、地域の課題が視覚化されたり、市民の目線にたてることから。